

2025年度

神戸市の大気質・水質・騒音・公害苦情処理等の状況

【資料編】

神戸市環境局

目 次

I 大気質の状況

1 大気汚染物質（測定局による常時監視）の状況	1
（1）概要	1
（2）測定局及び主な測定項目	1
（3）測定結果	3
ア 二酸化硫黄	3
イ 二酸化窒素	4
ウ 一酸化炭素	6
エ 浮遊粒子状物質	7
オ 微小粒子状物質(PM2.5)	9
カ 光化学オキシダント	1 3
キ 非メタン炭化水素	1 6
2 有害大気汚染物質の状況	1 7
3 アスベストの状況	1 8

II 水質の状況

1 公共用水域（河川・湖沼・海域）の水質の状況	1 9
（1）概要	1 9
（2）測定結果	2 2
ア 「人の健康の保護に関する環境基準」の達成状況	2 2
イ 「生活環境の保全に関する環境基準」の達成状況	2 3
イ-1 河川	2 3
イ-2 湖沼	2 4
イ-3 海域	2 7
2 地下水の水質の状況	3 1
3 農薬による水質汚濁の状況	3 4
4 化学物質の状況	3 5

III ダイオキシン類の状況 3 9

IV 空間の放射線の状況 4 2

V 自動車騒音・道路交通振動の状況 4 3

1 概要	4 3
2 調査結果	4 3
（1）自動車騒音の状況	4 3
（2）道路交通振動の状況	4 6

VI 公害に関する苦情処理の状況 4 7

【参考資料】

1 環境基準等について	5 1
2 用語解説	6 7

I 大気質の状況

1 大気汚染物質（測定局による常時監視）の状況

(1) 概要

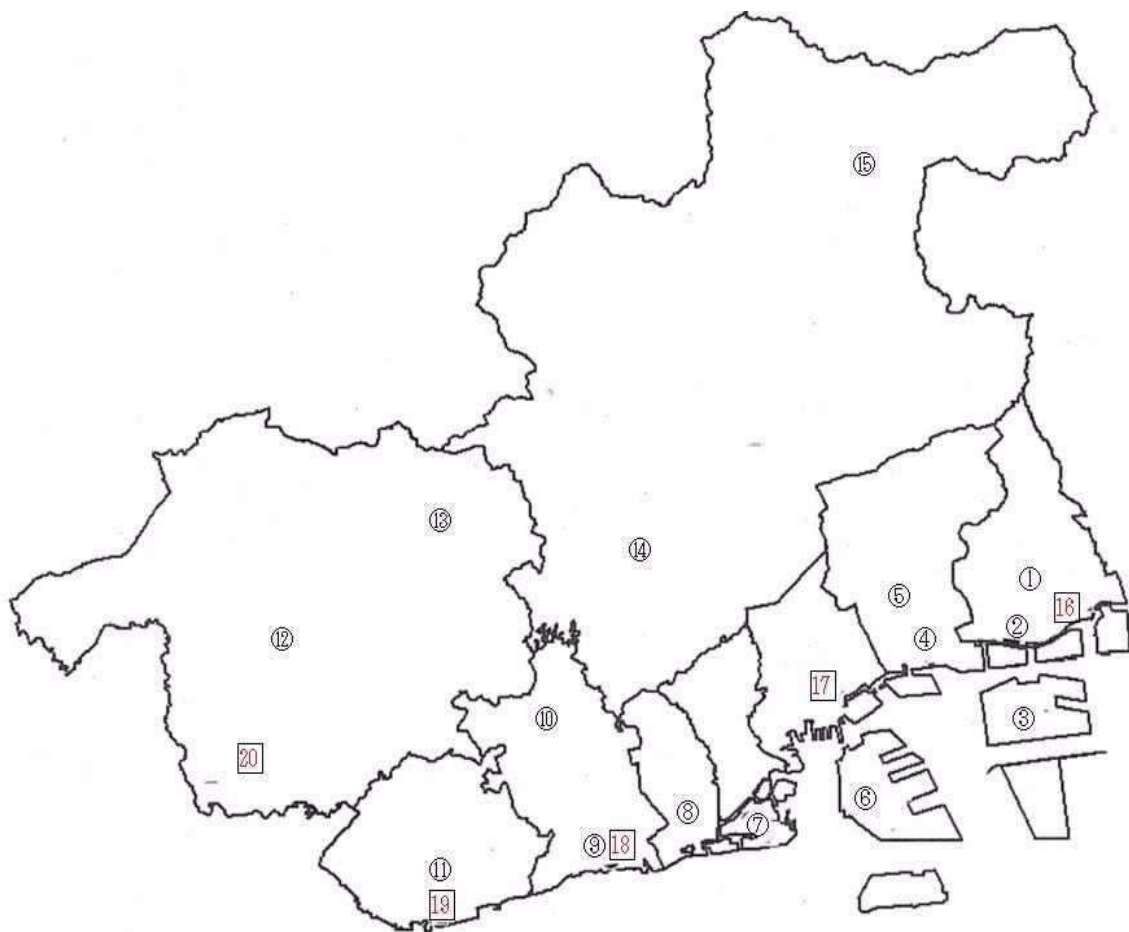
大気汚染の状況を把握するため、大気汚染防止法第 22 条に基づき、住宅地等に設置した一般環境大気測定局（以下、「一般局」という）15 局及び主要な道路に近接して設置した自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という）5 局において、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質等の項目について自動測定器により連続測定している。

(2) 測定局及び主な測定項目

測定局及び主な測定項目を表 1-1-1、測定局の位置を図 1-1-1 に示す。

表 1-1-1 測定局及び主な測定項目

測定局			主な測定項目						
			一酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	非メタン炭化水素
一般局	東灘	東灘区住吉東町 東灘区総合庁舎内		○		○	○	○	
	住吉南	東灘区住吉南町 御旅公園内		○					
	六甲アイランド	東灘区向洋町中 向洋町中 6 丁目公園内	○	○		○	○		
	灘浜	灘区新在家南町 灘児童館内	○	○		○	○		○
	灘	灘区神ノ木通 灘消防署内		○		○	○	○	
	港島	中央区港島中町 南公園内		○		○	○	○	
	兵庫南部	兵庫区御崎町 御崎公園内	○	○		○	○	○	○
	長田	長田区北町 長田区総合庁舎内		○		○	○	○	
	須磨	須磨区行幸町 西須磨小学校内		○		○	○	○	○
	白川台	須磨区白川台 城が丘中央公園内					○	○	
	垂水	垂水区大町 高丸小学校内	○	○		○	○	○	
	西神	西区美賀多台 繁田大池ダム緑地内		○		○	○	○	○
	押部谷	西区桜が丘東町 木津小学校内						○	
	南五葉	北区南五葉 南五葉小学校内		○		○	○	○	○
	北神八多	北区八多町中 東川原公園内		○	○	○	○	○	
自排局	魚崎	東灘区魚崎南町		○		○	○		○
	中部	中央区小野柄通 中央消防署内		○	○	○			
	西部	須磨区中島町 須磨消防署内		○		○	○		
	垂水	垂水区平磯 建設局西水環境センター内		○	○	○	○		
	西	西区曙町 国立障害者リハビリテーションセンター神戸視力障害センター内		○		○	○		



○	一般局 (15 局)	□	自排局 (5 局)
1	東灘一般局	16	魚崎自排局
2	住吉南一般局	17	中部自排局
3	六甲アイランド一般局	18	西部自排局
4	灘浜一般局	19	垂水自排局
5	灘一般局	20	西自排局
6	港島一般局		
7	兵庫南部一般局		
8	長田一般局		
9	須磨一般局		
10	白川台一般局		
11	垂水一般局		
12	西神一般局		
13	押部谷一般局		
14	南五葉一般局		
15	北神八多一般局		

図 1-1-1 測定局の位置

(3) 測定結果

ア 二酸化硫黄

- ・ 一般局 4 局において測定し、短期的評価・長期的評価※とともに環境基準を達成した（2024 年度も全局で達成）。
- ・ 一般局の年平均値は0.001ppm（全 4 局の平均）で、近年低い濃度で推移している。

表 1－1－2 二酸化硫黄の年間測定結果（2025 年度）

測 定 局		短期的評価			長期的評価			年平均値
		日平均値 の最高値	1 時間値 の最高値	環境基準 達成状況	年間の1日平均 値のうち、高い 方から2%の範 囲にあるものを 除外した後の最 高値	日 平 均 値 が 0.04ppm を 超 えた日が2日 以上連続した ことの有無	環境基準 達成状況	
一 般 局	六甲アイランド	0.004	0.011	達成	0.002	無	達成	0.001
	灘 浜	0.004	0.011		0.003	無		0.001
	兵庫南部	0.002	0.006		0.002	無		0.000
	垂 水	0.003	0.009		0.002	無		0.001
	平 均 値	0.003	0.009	—	0.002	—	—	0.001

《環境基準》
1 時間値の1 日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1 時間値が0.1ppm以下であること。
《環境基準の評価》
短期的評価：環境基準に同じ。
長期的評価^注：年間の1 日平均値のうち、高い方から2 %の範囲にあるものを除外した後の最高値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて1 日平均値が0.04ppmを超える日が2 日以上連続しないこと。

※ 長期的評価とは、地域の大气汚染に対する施策の効果等を的確に判断するため、特殊な条件の時間、日を除外して年間を通じた評価を行うもの。

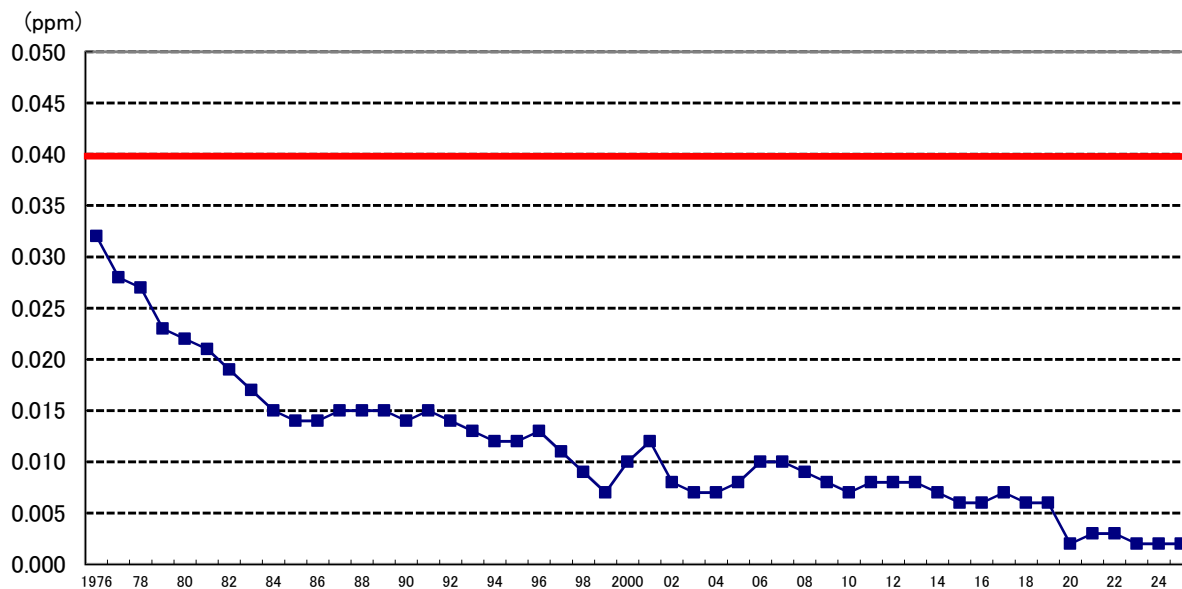


図 1－1－2 二酸化硫黄の 2% 除外値（平均値）の経年変化（年度）

イ 二酸化窒素

- ・ 一般局13局、自排局 5 局において測定し、長期的評価により測定時間が6000時間以上の全17局で環境基準を達成した（2024年度も全局で達成）。
- ・ 一般局の年平均値は0.009ppm（全13局の平均）、自排局の年平均値は0.012ppm（測定時間が6000時間以上の4局の平均）であり、いずれも減少傾向で推移している。

表 1－1－3 二酸化窒素の年間測定結果（2025年度）

測定局		年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの	環境基準達成状況	年平均値
		(ppm)		(ppm)
一般局	東 灘	0.020	達成	0.007
	住 吉 南	0.029		0.012
	六甲アイランド	0.028		0.012
	灘 浜	0.032		0.013
	灘	0.022		0.008
	港 島	0.029		0.012
	兵庫南部	0.028		0.012
	長 田	0.021		0.008
	須 磨	0.028		0.011
	垂 水	0.025		0.010
	西 神	0.015		0.004
	南 五 葉	0.014		0.004
	北 神 八 多	0.016		0.008
	平 均 値	0.024	—	0.009
自排局	魚 崎	0.032	達成	0.013
	中部 注)	(0.030)	—	(0.014)
	西 部	0.025	達成	0.011
	垂 水	0.028		0.013
	西	0.024		0.010
	平 均 値	0.027	—	0.012
《環境基準》 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 《環境基準の評価：長期的評価》 年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが、0.06ppm以下であること。				

注) () 内の数値は参考値であることを示す（測定時間が6,000時間未満であるため）
 自排局の平均値は、参考値を除外して算出している。

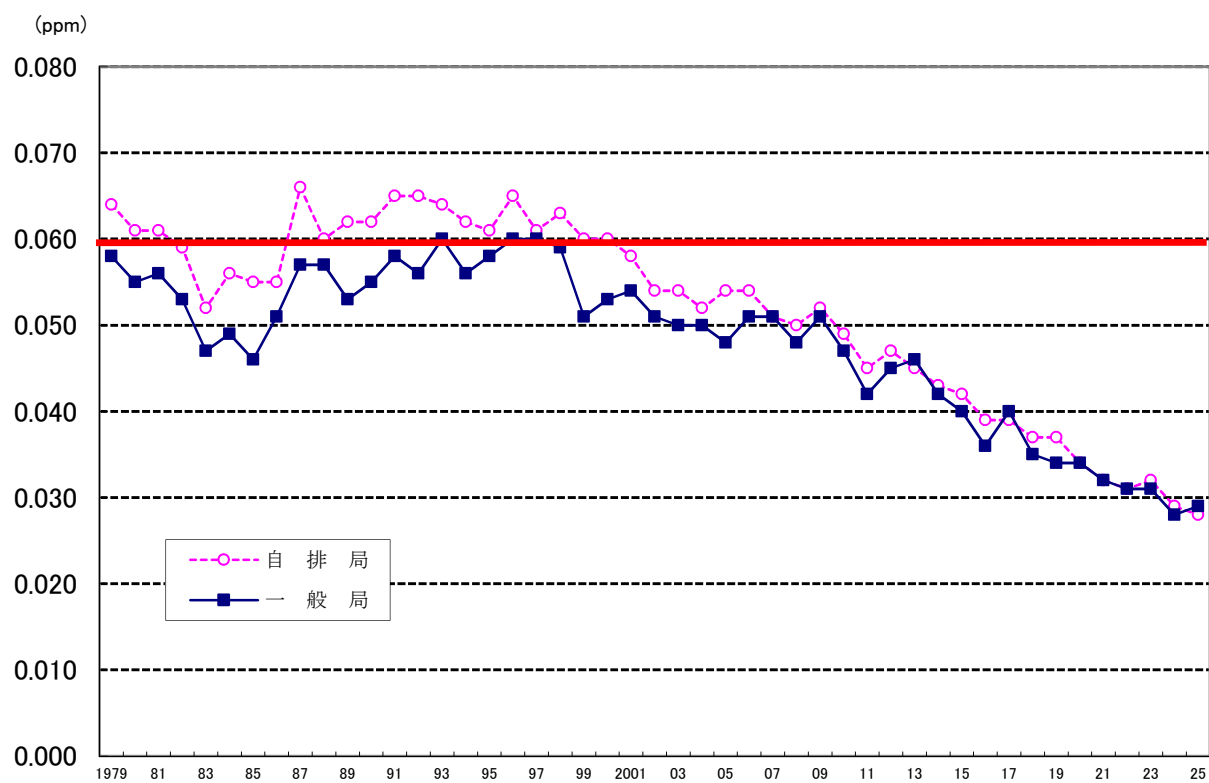


図 1 - 1 - 3 二酸化窒素の年間98%値(上位 3 局平均値)の経年変化 (年度)

ウ 一酸化炭素

- ・ 一般局 1 局、自排局 2 局において測定し、短期的評価・長期的評価ともに環境基準を達成した（2024年度も全局で達成）。
- ・ 全測定局の年平均値は 0.2ppm（全 3 局の平均）であり、近年は低い濃度レベルで推移している。

表 1－1－4 一酸化炭素の年間測定結果（2025年度）

測定局		短期的評価			長期的評価			年平均値 (ppm)
		日平均値 の最高値	8時間値が 20ppm を超えた回数と その割合		環境基準 達成状況	年間の 1 日平均 値のうち、高い 方から 2%の範 囲にあるものを 除外した後の最 高値	日平均値が 10ppm を超え た日が 2 日以 上連続したこと の有無	環境基準 達成状況
		(ppm)	(回)	(%)		(ppm)		
一般局	北神八多	0.5	0	0	達成	0.4	無	達成
自排局	中 部	0.6	0	0		0.5	無	
	垂 水	0.5	0	0		0.4	無	
平 均 値		0.5	0	0	—	0.4	—	—
《環境基準》 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値※が 20ppm 以下であること。 ※「8 時間平均値」とは、1 日を 3 つの時間帯（0 時～8 時、8 時～16 時、16 時～24 時）に区分した場合のそれぞれの時間帯（8 時間）における 1 時間値の平均値。 《環境基準の評価》 短期的評価：環境基準に同じ。 長期的評価：年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるものを除外した後の最高値が 10ppm 以下であり、かつ、年間を通じて、1 日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。								

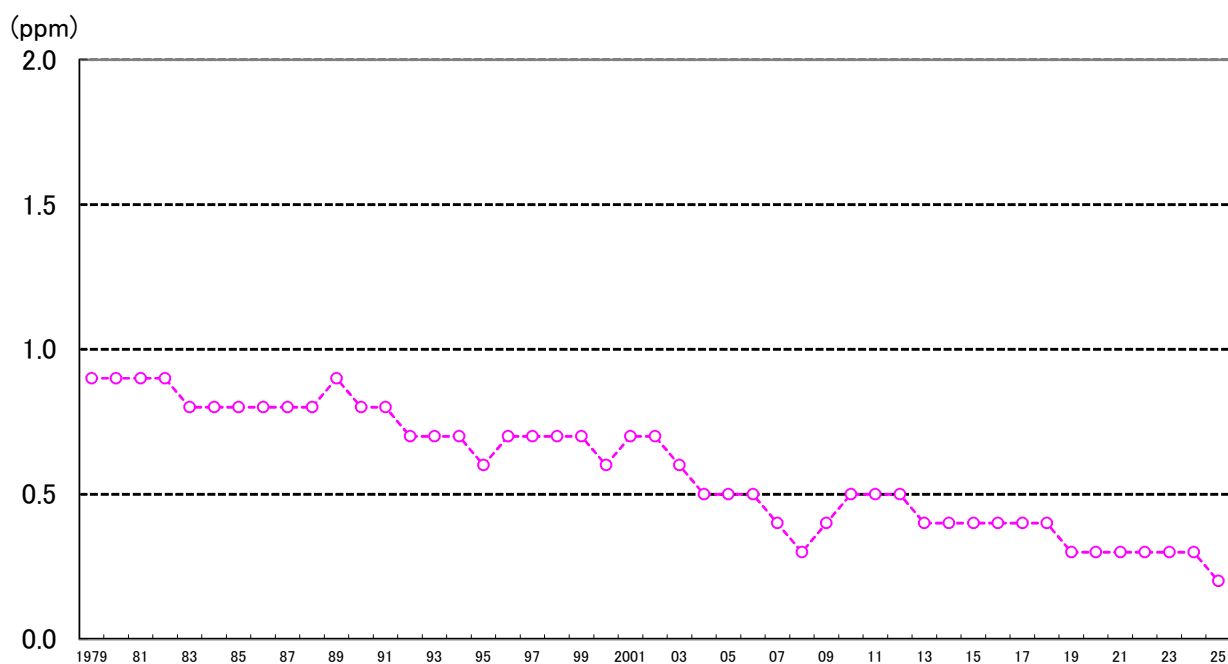


図 1－1－4 一酸化炭素の年平均値の経年変化 (年度)

エ 浮遊粒子状物質

- ・ 一般局 12 局、自排局 5 局において測定し、短期的評価・長期的評価ともに環境基準を達成した（2024 年度は短期的評価では 14 局で、長期的評価では全局で環境基準を達成）。
- ・ 一般局、自排局とも年平均値は $0.015\text{mg}/\text{m}^3$ （一般局は全 12 局、自排局の全 5 局の平均）であり、ともに概ね横ばいで推移している。

表 1－1－5 浮遊粒子状物質の年間測定結果（2025年度）

測 定 局		短期的評価			長期的評価			年平均値 (mg/m^3)
		日平均値 の最高値	1 時間値 の最高値	環境基準 達成状況	年間の 1 日平 均値のうち、高 い方から 2 % の範囲にある ものを除外し た後の最高値	日平均値 が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が 2 日以上 連続した ことの有 無	環境基準 達成状況	
		(mg/m^3)	(mg/m^3)		(mg/m^3)			
一 般 局	東灘	0.059	0.112	達成	0.040	無	達成	0.015
	六甲アイランド	0.060	0.114		0.038	無		0.014
	灘浜	0.058	0.122		0.040	無		0.015
	灘	0.059	0.111		0.039	無		0.013
	港島	0.068	0.136		0.042	無		0.015
	兵庫南部	0.059	0.096		0.038	無		0.016
	長田	0.057	0.131		0.039	無		0.015
	須磨	0.054	0.080		0.036	無		0.015
	垂水	0.057	0.113		0.036	無		0.014
	西神	0.057	0.118		0.035	無		0.014
	南五葉	0.062	0.126		0.039	無		0.015
	北神八多	0.075	0.128		0.040	無		0.015
	平均値	0.060	0.116	—	0.039	—	—	0.015
自 排 局	魚崎	0.064	0.116	達成	0.043	無	達成	0.016
	中部	0.060	0.105		0.043	無		0.016
	西部	0.060	0.114		0.038	無		0.014
	垂水	0.064	0.111		0.039	無		0.015
	西	0.059	0.120		0.035	無		0.015
	平均値	0.061	0.113	—	0.040	—	—	0.015
《環境基準》 1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること。 《環境基準の評価》 短期的評価：環境基準に同じ。 長期的評価：年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2 % の範囲にあるものを除外した後の最高値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、年間を通じて 1 日平均値が $0.10\text{ mg}/\text{m}^3$ を超える日が 2 日 以上連続しないこと。								

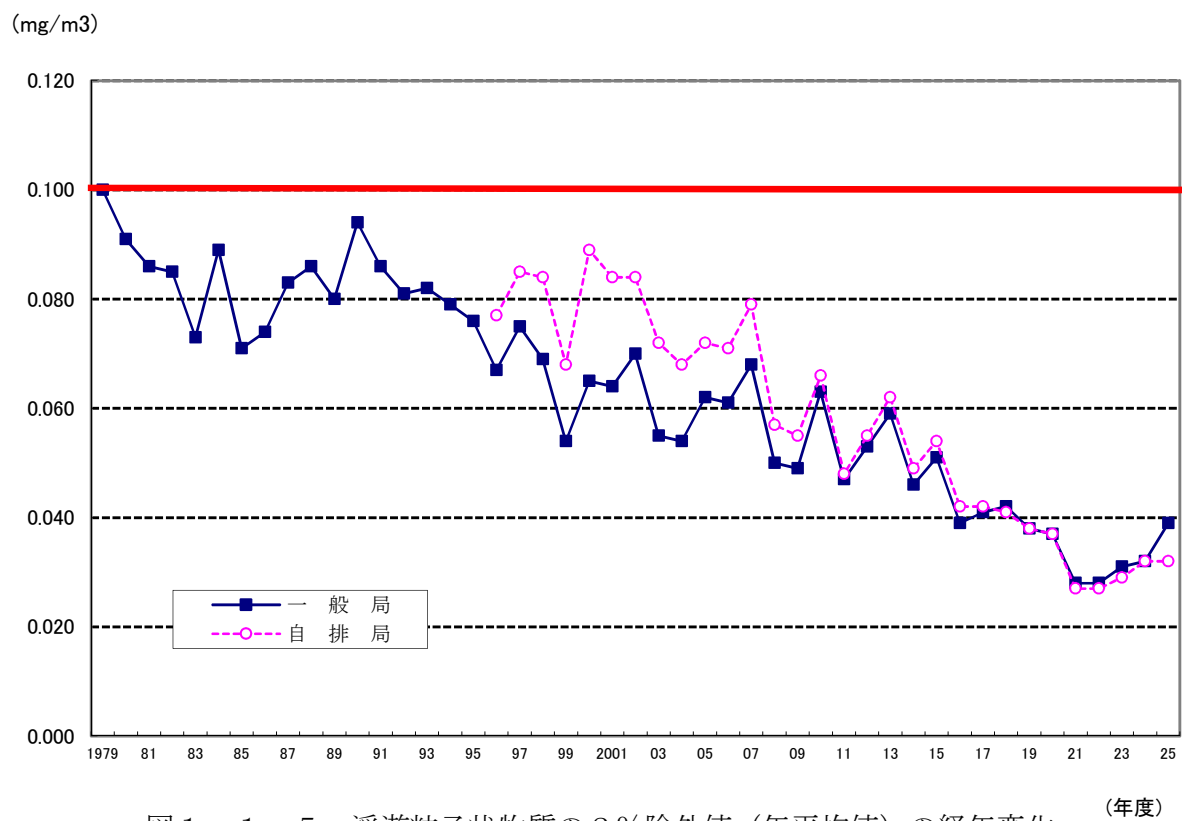


図 1 - 1 - 5 浮遊粒子状物質の 2 % 除外値（年平均値）の経年変化

オ 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

① 測定局常時監視

- ・ 一般局 13 局、自排局 4 局において測定し、全局で環境基準を達成した（2024 年度も測定時間が 6000 時間以上の全 16 局で達成）。
- ・ 一般局の年平均値は $9.7 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （全 13 局の平均）、自排局の年平均値は $10.4 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （全 4 局の平均）であり、いずれも 2013 年度以降概ね減少傾向に推移している。

表 1－1－6 微小粒子状物質の年間測定結果（2025年度）

測定局		年平均値	年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するもの	環境基準 達成状況
		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	
一般局	東 灘	8.7	22.5	達成
	六甲アイランド	9.2	24.3	
	灘 浜	10.1	27.1	
	灘	9.1	23.6	
	港 島	8.8	21.4	
	兵庫南部	9.5	23.0	
	長 田	9.4	23.4	
	須 磨	10.2	23.1	
	白 川 台	9.8	25.7	
	垂 水	11.2	26.8	
	西 神	9.5	24.5	
	南 五 葉	9.2	22.9	
	北 神 八 多	11.2	24.7	
	平 均 値	9.7	24.1	—
自排局	魚 崎	10.0	24.8	達成
	西 部	9.6	22.5	
	垂 水	10.5	24.6	
	西	11.5	26.8	
	平 均 値	10.4	24.7	—
《環境基準》 1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。 《環境基準の評価》 長期的評価：1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するものが $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。				

($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

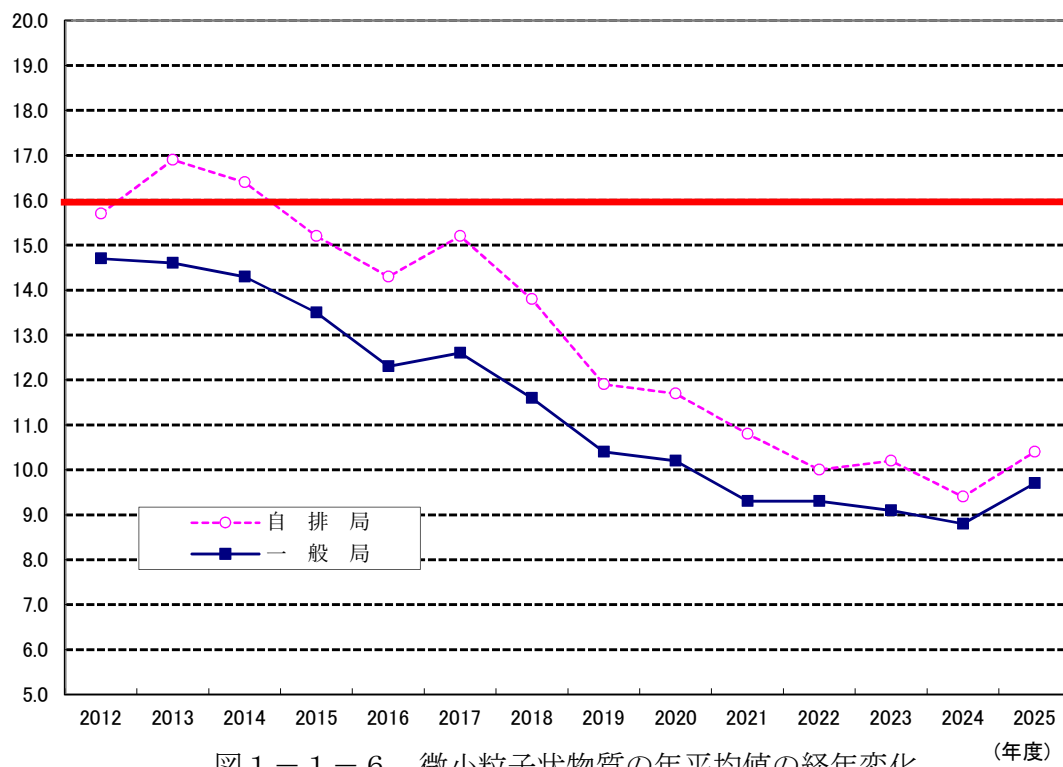


図 1 - 1 - 6 微小粒子状物質の年平均値の経年変化

② PM2.5成分分析

灘浜一般局において四季調査を実施した。

・質量濃度

質量濃度は、全国平均値と比べ低かった。

・イオン成分

イオン成分（硝酸イオン、硫酸イオン、アンモニウムイオン）は全国平均値と比べ、すべての成分で低かった。また、その他（塩素イオン、ナトリウムイオン、カリウムイオン、マグネシウムイオン、カルシウムイオン）の合計量も、全国平均値と比べ低かった。

・無機元素成分

無機元素成分は、全国平均値と比べ、ナトリウム以外の成分で低かった。

・炭素成分

炭素成分（有機炭素、元素状炭素）は全国平均値と比べ、どちらも低かった。

表 1－1－7 PM2.5 成分分析結果（2025 年度：年間平均値）

測定地点 分析項目	単位	灘浜一般局	全国 一般環境※1	備考
質量濃度	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	7.0	9.1	
硝酸イオン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.440	0.557	イオン成分
硫酸イオン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.64	1.95	
アンモニウムイオン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.651	0.827	
$\text{Cl}^- + \text{Na}^+ + \text{K}^+ + \text{Mg}^{2+} + \text{Ca}^{2+}$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.270	0.321	
ナトリウム	ng/m^3	108	102	無機元素成分
アルミニウム	ng/m^3	26.8	51.8	
ケイ素	ng/m^3	149	154	
カリウム	ng/m^3	37.5	76.6	
カルシウム	ng/m^3	21.8	46.0	
鉄	ng/m^3	61.5	83.6	
亜鉛	ng/m^3	12.0	23.2	
有機炭素(OC)	$\mu\text{gC}/\text{m}^3$	1.93	2.59	炭素成分
元素状炭素(EC)	$\mu\text{gC}/\text{m}^3$	0.430	0.609	

※1 全国一般環境：2023 年度全国一般環境の平均値

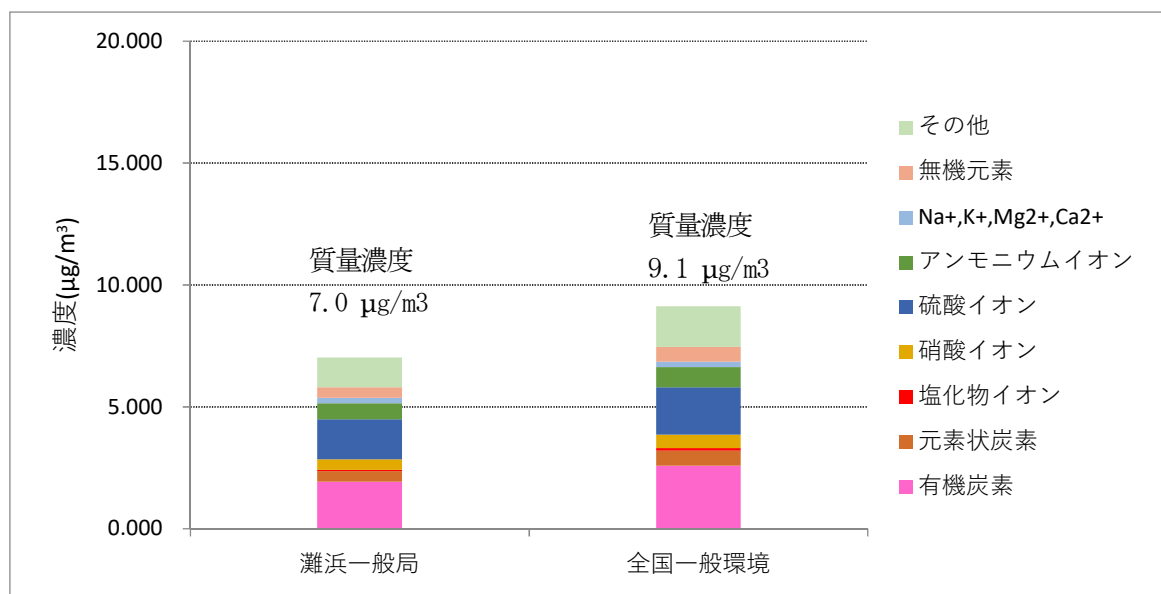


図 1 - 1 - 7 PM2.5成分分析結果（灘浜一般局）

カ 光化学オキシダント

- ・ 一般局 12 局において測定し、短期的評価により全局で環境基準を達成しなかった（2024 年度も全局で非達成）。
- ・ 各測定局において、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた平均日数は 84 日（全 12 局平均）であり、2010 年度以降概ね横ばい傾向で推移している。
- ・ 一方、昼間（5～20 時）の 1 時間値の年平均値は 0.036 ppm であった。
- ・ なお、兵庫県下では毎年 4 月下旬から 10 月中旬までの間（2025 年 4 月 22 日から 10 月 17 日までの間）、光化学オキシダントの濃度が高くなった場合、光化学オキシダント（光化学スモッグ）広報を発令し、外出を控えるなどの呼びかけを行っている。
- ・ 2025 年度は予報・注意報の発令、被害者の発生ともに無かった（2024 年度も予報・注意報の発令、被害者の発生ともに無し）。

表 1－1－8 光化学オキシダントの年間測定結果（2025年度）

測定局		昼間の 1 時間値 の最高値	環境基準 達成状況	昼間の 1 時間値 が 0.06ppm を 超 えた日数	昼間の 1 時間値 の年平均値
		(ppm)		(日)	(ppm)
一 般 局	東 灘	0.113	非達成	73	0.036
	灘	0.112		71	0.035
	港 島	0.094		72	0.032
	兵 庫 南 部	0.089		70	0.033
	長 田	0.101		89	0.036
	須 磨	0.093		73	0.034
	白 川 台	0.099		95	0.037
	垂 水	0.101		94	0.036
	西 神	0.096		93	0.036
	押 部 谷	0.097		98	0.038
	南 五 葉	0.103		96	0.040
	北 神 八 多	0.108		80	0.034
	平 均 値	0.101	—	84	0.036
《環境基準》 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 《環境基準の評価》 短期的評価：環境基準に同じ。					

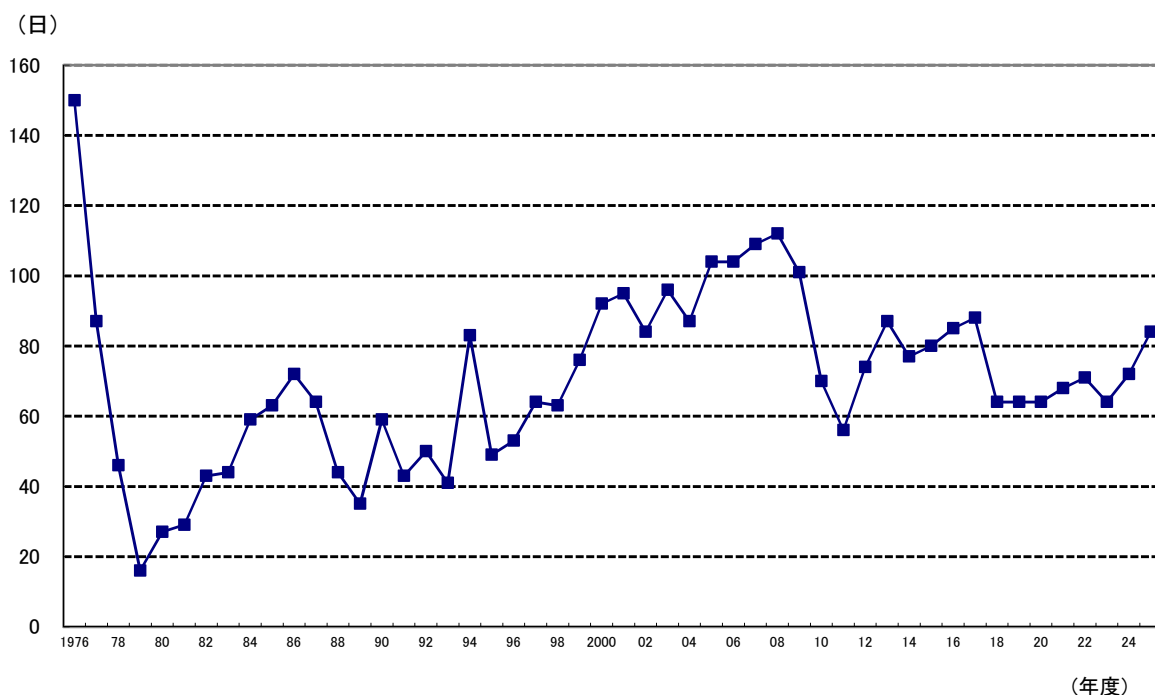


図 1-1-8 昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数の経年変化(光化学オキシダント)

表 1-1-9 光化学オキシダント(光化学スモッグ)広報発令回数・被害者数の推移

年 度	1977	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93
予 報(回)	13	8	0	1	1	3	5	3	4	4	3	1	1	3	2	0	2
注意報(回)	2	2	0	0	0	0	2	3	5	1	3	1	0	4	3	0	1
被害者(人)	95	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年 度	1994	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10
予 報(回)	3	0	1	0	0	5	4	0	8	2	2	5	4	2	0	0	0
注意報(回)	4	2	3	0	2	5	13	3	3	4	4	5	4	1	2	4	1
被害者(人)	0	0	0	0	0	209	0	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0
年 度	2011	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25		
予 報(回)	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0		
注意報(回)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0		
被害者(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

○ 光化学スモッグ広報発令基準

予 報：オキシダント濃度が、気象条件等から注意報の発令基準に達するおそれがあると判断されるとき。

注意報：オキシダント濃度の1時間平均値が0.12ppm以上となり、気象条件等から見て、その濃度が継続すると認められるとき。

(参考 2026年4月1日より施行された光化学オキシダントの新たな環境基準による評価)

- ・ 2026年1月30日に、光化学オキシダントに係る環境基準の改正が国より告示され、2026年4月1日より適用されることとなった。
- ・ 2025年度の光化学オキシダントの年間測定結果について、上記改正後の環境基準（以下、「新基準」という。）は、全局で達成しなかった。

表1-1-10 新基準による光化学オキシダントの年間測定結果（2025年度）

測定局		年間の日最高8時間値のうち、低い方から99%に相当するもの	日最高8時間値が0.07ppm以下の日数とその割合		日最高8時間値の年平均値	新基準達成状況
		(ppm)	(日)	(%)	(ppm)	
一般局	東 灘	0.076	349	96.7	0.044	非達成
	灘	0.074	353	97.5	0.044	
	港 島	0.071	357	98.3	0.042	
	兵庫南部	0.070	357	98.6	0.042	
	長 田	0.075	355	98.1	0.045	
	須 磨	0.072	305	98.4	0.044	
	白 川 台	0.074	352	97.0	0.045	
	垂 水	0.076	355	97.8	0.046	
	西 神	0.076	348	96.1	0.046	
	押 部 谷	0.078	346	95.3	0.047	
	南 五 葉	0.080	335	93.8	0.048	
	北 神 八 多	0.081	347	95.9	0.045	
	平 均 値	0.075	347	97.0	0.045	—
《2026年4月1日以降適用される環境基準（新基準）》 オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。 ※「日最高8時間値」とは、1日の8時間値の中で最も高いもの。 《新基準の評価》 長期的評価：日最高8時間値の年間99パーセンタイル値（年間の日最高8時間値のうち、低い方から99%に相当するもの）が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の年平均値が0.04ppm以下であること。						

キ 非メタン炭化水素

- ・ 光化学オキシダント生成防止のための必要条件として、環境大気中の非メタン炭化水素濃度レベルの指針が定められている。
- ・ 一般局 5 局、自排局 1 局において測定し、午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値（最高値）が、3 局で国が示す指針（光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針。以下「指針」という。）の範囲（0.20～0.31ppmC）を超えて測定された。
- ・ 全測定局の平均値は 0.08ppmC と指針の範囲より低い値であり、2020 年度以降概ね横ばい傾向で推移している。

表 1－1－11 非メタン炭化水素の年間測定結果（2025年度）

測定局		午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値		午前 6 時から 9 時 までの 3 時間平均 値が 0.31ppmC を超 えた日数	午前 6 時から 9 時 までの 3 時間の年 平均値
		最低値 (ppmC)	最高値 (ppmC)		
一般局	灘 浜	0.01	0.37	3	0.10
	兵庫南部	0.00	0.27	0	0.07
	須磨	0.01	0.64	6	0.08
	西神	0.00	0.15	0	0.05
	南五葉	0.00	0.27	0	0.05
自排局	魚崎	0.00	0.80	7	0.10
平均値		0.00	0.42	3	0.08
【光化学オキシダント生成防止のための必要条件としての環境大気中の非メタン炭化水素濃度レベルの指針】 光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にあること。					

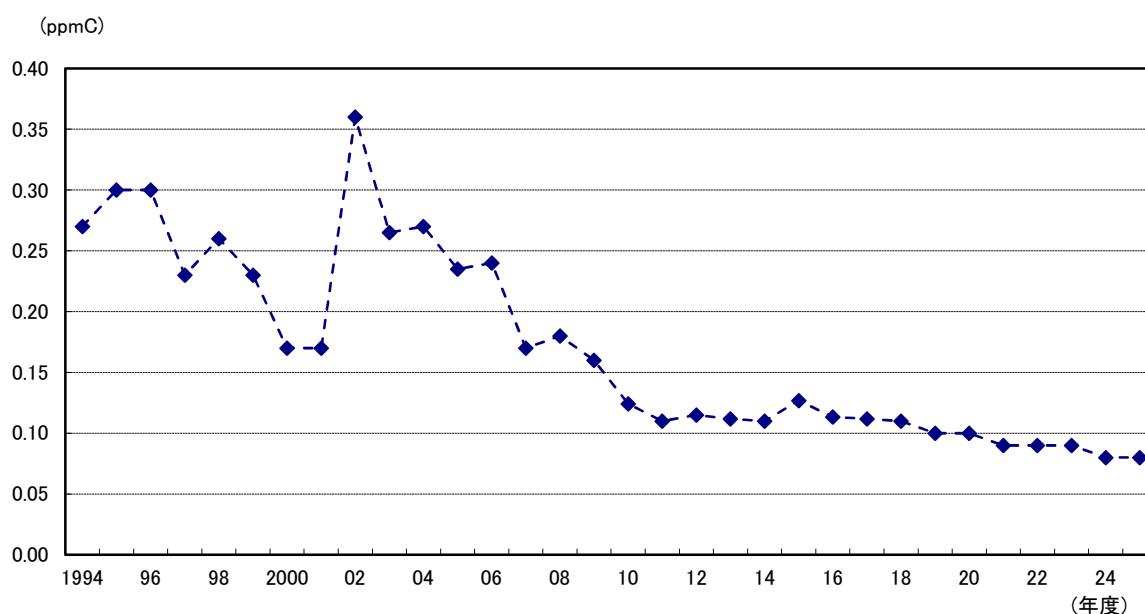


図 1－1－9 非メタン炭化水素の経年変化（午前 6 時から 9 時までの 3 時間の年平均値）

2 有害大気汚染物質の状況

(1) 概要

- ・有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質（248 物質）のうち、優先取組物質 21 物質と水銀及びその化合物、計 22 物質・23 項目^(注)について、調査を行った。
- ・魚崎自排局、灘浜一般局、兵庫南部一般局、西神一般局、須磨一般局、垂水自排局の 6 地点において、24 時間測定を月 1 回の頻度で年 12 回実施した。

(2) 調査結果

- ・環境基準が定められている 4 物質（ジクロロメタン、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ベンゼン）については全て環境基準を達成した。
- ・環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）が定められている 11 物質（アクリロニトリル、アセトアルデヒド[※]、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、マンガ及びその化合物）については、全て指針値を下回っていた。

表 1－2－1 有害大気汚染物質調査結果（2025 年度：年平均値）

項 目	魚崎 自排局	灘浜 一般局	兵庫 南部 一般局	西神 一般局	須磨 一般局	垂水 自排局	平均	環境基準 (指針値)	備考
アクリロニトリル (μg/m ³)	0.027	0.04	0.13	0.0055	0.067	0.048	0.053	(2 以下)	優 先 取 組 物 質
アセトアルデヒド [※] (μg/m ³)	－	1.9	1.8	－	－	－	1.8	(120 以下)	
塩化ビニルモノマー (μg/m ³)	0.012	0.017	0.015	0.035	0.014	0.019	0.019	(10 以下)	
塩化メチル (μg/m ³)	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.3	(94 以下)	
クロム及びその化合物 [※] (ng/m ³)	－	3.0	3.5	－	－	－	3.2	－	
六価クロム化合物 [※] (ng/m ³)	－	0.11	0.15	－	－	－	0.13	－	
鉛及び三価クロム化合物 [※] (ng/m ³)	－	2.9	3.4	－	－	－	3.2	－	
クロホルム (μg/m ³)	0.25	0.15	0.15	0.14	0.13	0.15	0.16	(18 以下)	
酸化エチレン (μg/m ³)	0.048	0.055	0.057	0.22	－	－	0.095	－	
1,2-ジクロロエタン (μg/m ³)	0.31	0.16	0.16	0.15	0.14	0.13	0.18	(1.6 以下)	
ジクロロメタン (μg/m ³)	0.97	0.94	1.0	2.1	0.88	0.94	1.1	150 以下	
テトラクロエチレン (μg/m ³)	0.061	0.21	0.061	0.034	0.042	0.034	0.074	200 以下	
トリクロエチレン (μg/m ³)	0.051	0.11	0.057	0.073	0.044	0.044	0.063	130 以下	
トルエン (μg/m ³)	6.0	9.8	7.6	5.9	5.8	7.0	7.0	－	
ニッケル化合物 (ng/m ³)	－	2.6	6.8	－	－	－	4.7	(25 以下)	
ヒ素及びその化合物 (ng/m ³)	－	0.69	0.80	－	－	－	0.74	(6 以下)	
1,3-ブタジエン (μg/m ³)	0.038	0.034	0.029	0.027	0.024	0.045	0.033	(2.5 以下)	
ベリリウム及びその化合物 (ng/m ³)	－	0.014	0.011	－	－	－	0.012	－	
ベンゼン (μg/m ³)	0.53	0.53	0.53	0.49	0.48	0.58	0.52	3 以下	
ベンゾ[a]ピレン (ng/m ³)	－	0.069	0.069	－	－	－	0.069	－	
ホルムアルデヒド [※] (μg/m ³)	－	1.8	1.5	－	－	－	1.6	－	
マンガ及びその化合物 (ng/m ³)	－	14	17	－	－	－	16	(140 以下)	
水銀及びその化合物 (ng/m ³)	－	1.6	1.7	－	－	－	1.6	(40 以下)	－

(注) 優先取組物質のうち「クロム及び三価クロム化合物」は直接分析定量ができないため、「クロム及びその化合物」として測定を行い、その測定値より「六価クロム化合物」の測定値を差し引いたものを「クロム及び三価クロム化合物」の量とすることとされている。

3 アスベストの状況

(1) 概要

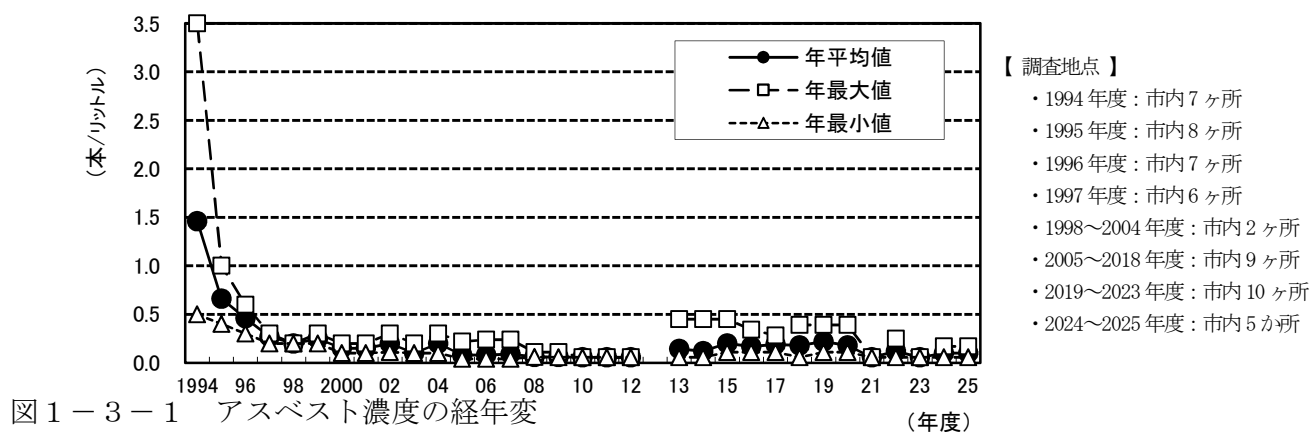
- 神戸市では、阪神淡路大震災後の1995年1月より、大気中のアスベスト濃度を測定しており、2012年度まではクリソタイル総繊維数濃度、2013年度以降は総繊維数濃度を測定している。

(2) 調査結果

- 一般大気環境中のアスベスト濃度の環境基準は設定されていないが、測定した全5地点で、一般の大気環境と同程度の石綿繊維数濃度（1本/L程度）を下回っていた。

表1-3-1 2025年度の大気中のアスベスト濃度測定結果（単位：本/L）

測定地点	2026年2月
灘一般局（灘区）	0.056
兵庫南部一般局（兵庫区）	0.056
須磨一般局（須磨区）	0.11
西神一般局（西区）	0.17
北神八多一般局（北区）	0.11



(注)・2021年度、2023年度は全て0.056本/L未満である。

・2012年度まではクリソタイル繊維数濃度、2013年度からは総繊維数濃度での経年変化を表示している。

Ⅱ 水質の状況

1 公共用水域（河川・湖沼・海域）の水質の状況

（1）概要

水質汚濁の状況を把握するため、水質汚濁防止法第15条に基づき常時監視を行っている。
2025年度は全67地点の常時監視地点（測定地点）のうち河川35地点、湖沼2地点、海域23地点の計60地点で原則として月1回の頻度で測定を行った。

ア 河川測定地点

番号	測定地点名	環境基準水域類型等	番号	測定地点名	環境基準水域類型等
1	武庫川 亀治橋	B	29	印籠川 西区岩岡町	
2	武庫川 大岩橋	B	30	要玄寺川 琴田橋	2025・実施せず
4	有馬川 長尾佐橋		31	天上川 本町橋	2025・実施せず
6	有馬川 月見橋		32	住吉川 住吉川橋	
9	有野川 流末		33	天神川 辰巳中橋	2025・実施せず
10	八多川 才谷橋		34	石屋川 石屋川橋	2025・実施せず
11	長尾川 大江橋		35	高羽川 第一友田橋	2025・実施せず
12	大沢川 万歳橋		36	都賀川 昌平橋	
14	淡河川 万代橋		37	西郷川 流末	2025・実施せず
16	志染川 坂本橋	B・環境基準点	38	生田川 小野柄橋	
18	明石川 藤原橋	B	39	布引水源池 水源池上流	
19	明石川 玉津大橋	B	40	宇治川 山手幹線上流	2025・実施せず
20	明石川 上水源取水口	B・環境基準点	41	新湊川 南所橋	
21	木津川 流末		42	天王谷川 雪御所公園東	
22	木見川 流末		46	苅藻川 八雲橋	
23	櫛谷川 流末		47	妙法寺川 若宮橋	
25	伊 川 水道橋	C	48	千森川 流末	
27	伊 川 二越橋	C・環境基準点	49	一の谷川 流末	
補6	明石川 旧水源	B	50	塩屋谷川 流末	
補22	明石川 西戸田	B	51	福田川 福田橋	E・環境基準点
28	鰯 川 西区岩岡町		52	山田川 亀ヶ坪橋	

※ 東部都市河川水域（地点番号30～40）及び西部都市河川（地点番号41～52）の測定について、住吉川・都賀川・生田川・布引水源池・新湊川・妙法寺川・福田川以外の13地点で隔年（2年に一度）測定している。

イ 湖沼測定地点

番号	測定地点名	環境基準水域類型等	番号	測定地点名	環境基準水域類型等
3	千苅水源池 取水塔前	COD等：A、全磷：Ⅱ 環境基準点	補21	衝原湖 取水塔前	

ウ 海域測定地点

番号	測定地点名	環境基準水域類型等	番号	測定地点名	環境基準水域類型等
56	第2工区南 六甲大橋	COD等：C	77	第4工区南 沖合（2）	COD等：B
59	葺合港 摩耶大橋	全窒素・全磷：Ⅳ	78	六甲アイランド南 観測塔	全窒素・全磷：Ⅲ
61	神戸港東 神戸大橋	水生生物保全：生物A	81	六甲アイランド南 沖合（2）	水生生物保全：生物A
65	六甲アイランド南 沖合（3）		70	須磨港 西防波堤	COD等：A
76	第4工区南 沖合（1）		71	須磨海域 JR須磨駅前	全窒素・全磷：Ⅱ
79	ポートアイランド東第6防波堤北		72	須磨海域 海釣公園	水生生物保全：生物特A
80	神戸港 中央		82	ポートアイランド南沖合（3）※	（ただし※の地点は生物A）
64	兵庫運河 材木橋※	※ 環境基準点	74	垂水海域 垂水漁港	
62	ポートアイランド南 沖合（1）	COD等：B	75	舞子海域 舞子漁港	
66	第一防波堤南 沖合	全窒素・全磷：Ⅲ	83	垂水海域 沖合	
67	苅藻南 神戸灯台南	水生生物保全：生物A	補23	垂水海域 平磯沖	
68	苅藻島南 沖合				

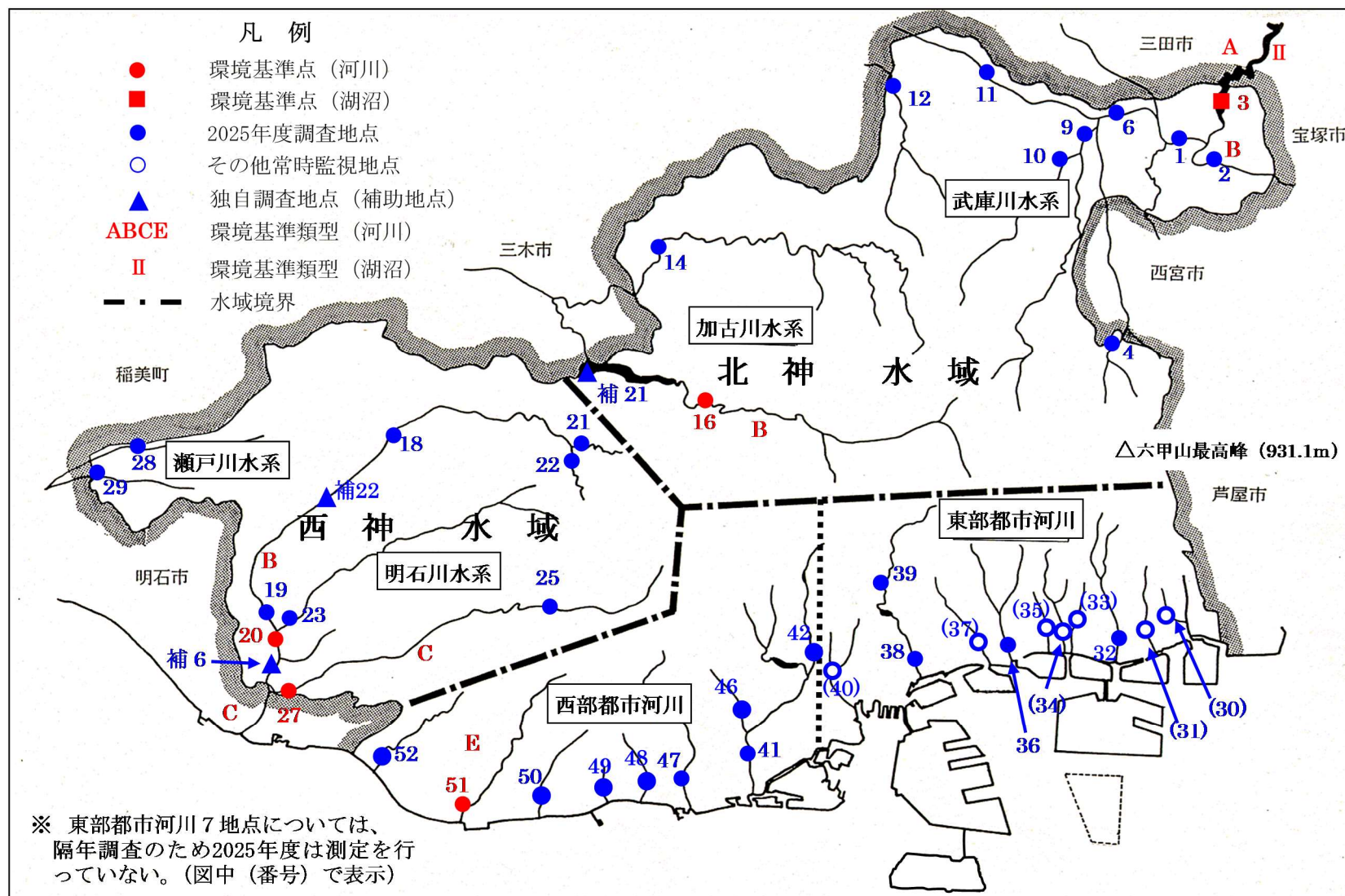


図 2 - 1 - 1 河川・湖沼測定地点図 (2025 年度)

図 2-1-2 海域測定地点図 (2025 年度)

(2) 測定結果

ア 「人の健康の保護に関する環境基準」の達成状況

環境基準が設定されている 27 項目（海域については、ふっ素及びほう素の 2 項目は環境基準が設定されていないため未実施）について、35 地点（河川 21 地点、湖沼 1 地点、海域 13 地点）で測定を行った。

その結果、湖沼、海域では全ての地点で環境基準を達成したが、河川では自然的要因により、1 地点（天王谷川・雪御所公園東）において砒素が基準値（0.01 mg/L 以下）を超過（年平均値 0.026 mg/L）して検出され、また、1 地点（有馬川・長尾佐橋）においてふっ素（基準値 0.8mg/L 以下）及びほう素（基準値 1mg/L 以下）が基準値を超過（年平均値 ふっ素 0.99mg/L、ほう素 1.1mg/L）して検出され、環境基準は達成しなかった。

表 2-1-1 人の健康の保護に関する項目についての測定結果

環境基準設定項目	環境基準 (mg/L)	測定 地点数	測定結果 (mg/L)	環境基準 達成状況
カドミウム	0.003 以下	35	<0.0003	達成
全シアン	検出されないこと	35	全地点 N.D. ※1	
鉛	0.01 以下	35	<0.005	
六価クロム	0.02 以下	35	<0.01	
砒素	0.01 以下	37	<0.001~0.026	非達成
総水銀	0.0005 以下	35	<0.0005	達成
アルキル水銀 ※2	検出されないこと	0	—	
P C B	検出されないこと	35	全地点 N.D.	
ジクロロメタン	0.02 以下	35	<0.002	
四塩化炭素	0.002 以下	35	<0.0002	
1, 2-ジクロロエタン	0.004 以下	35	<0.0004	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 以下	35	<0.01	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	35	<0.004	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 以下	35	<0.1	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 以下	35	<0.0006	
トリクロロエチレン	0.01 以下	35	<0.001	
テトラクロロエチレン	0.01 以下	35	<0.001	
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 以下	35	<0.0002	
チウラム	0.006 以下	35	<0.0006	
シマジン	0.003 以下	35	<0.0003	
チオベンカルブ	0.02 以下	35	<0.002	
ベンゼン	0.01 以下	35	<0.001	
セレン	0.01 以下	35	<0.002	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	57	<0.055~3.1	
ふっ素	0.8 以下	22	0.10~0.99	非達成
ほう素	1 以下	22	<0.10~1.1	
1, 4-ジオキサン	0.05 以下	35	<0.005	達成

※1 N.D. : 定量下限値未満

※2 総水銀が検出された場合にのみ測定

イ 「生活環境の保全に関する環境基準」の達成状況

60 地点（河川 35 地点、湖沼 2 地点、海域 23 地点）で測定を行った。

イ-1 河川

① BOD（河川の水質汚濁の代表的指標）

- ・BOD については、35 地点で測定を行い、環境基準点 4 地点においては、いずれも環境基準を達成した（2024 年度も達成）。
- ・その他の測定地点においても、下水道の普及等の生活排水対策の推進、工場・事業場に対する規制等により、全般的に良好な水質で推移している。

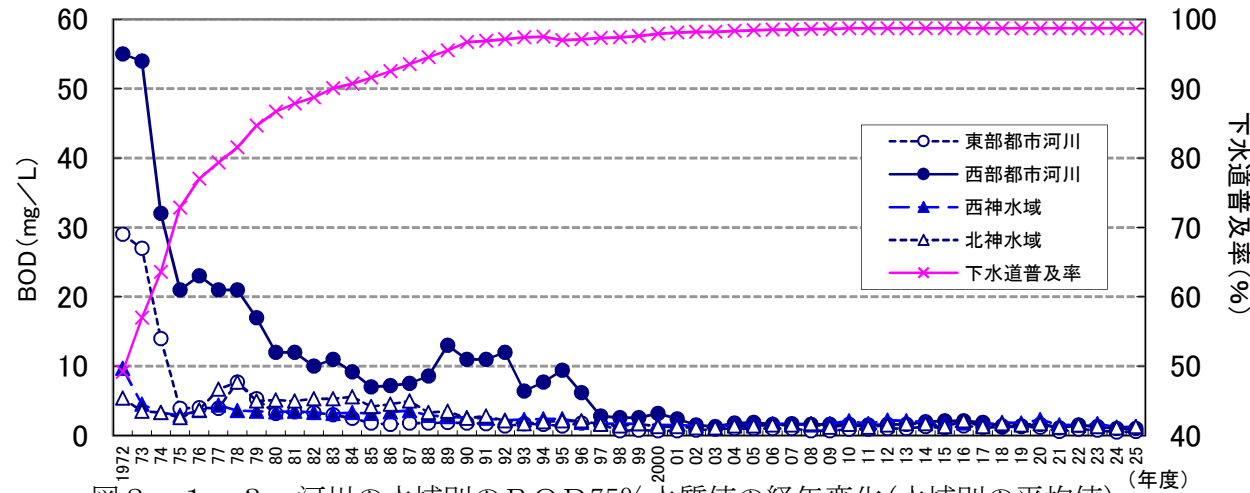


図 2-1-3 河川の水域別の BOD 75% 水質値の経年変化(水域別の平均値)

※ 都市河川水域（東部・西部）については、毎年測定している地点（東部：住吉川、都賀川、生田川、西部：新湊川、妙法寺川、福田川）のデータにより作成している。

※ 75%水質値：BOD及びCODについて環境基準の適否を評価する場合に用いられる統計値。日平均値の全データを値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値のことをいう。

表 2-1-2 環境基準点における BOD の環境基準達成状況

地点名	75%水質値 (mg/L)	環境基準（水域類型） (mg/L)	環境基準 達成状況
明石川・上水源取水口	1.1	3 以下 (B)	達成
志染川・坂本橋	0.7	3 以下 (B)	
伊 川・二越橋	1.2	5 以下 (C)	
福田川・福田橋	1.0	10 以下 (E)	

表 2-1-3 水域別の BOD の状況

		75%水質値（平均値：mg/L）
全測定地点		1.2
水域	東部都市河川	0.6
	西部都市河川	1.0
	西 神	1.3
	北 神	1.3

② 「水生生物の保全に係る水質環境基準」の状況

- ・全亜鉛・ノニルフェノール・LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）の3項目については、「水生生物の保全に係る水質環境基準」が設定されている。なお、市内の河川においては水域類型が指定されている地点はない。
- ・全亜鉛については34地点、ノニルフェノール及びLASについては環境基準点4地点において測定した。
- ・年平均值については、全亜鉛は0.006mg/L、ノニルフェノールは0.00006mg/L未満、LASは0.0006mg/Lといずれも環境基準値を下回っていた。

表2-1-4 水生生物の保全に係る項目の環境基準値との比較

項目	環境基準（水生生物保全類型） (mg/L)	年平均值（全測定地点の平均） (mg/L)
全亜鉛	0.03 以下（全ての類型）	0.006
ノニルフェノール	0.0006 以下（特A） 0.001 以下（A） 0.002 以下（特B・B）	0.00006 未満
LAS	0.02 以下（特A） 0.03 以下（A） 0.04 以下（特B） 0.05 以下（B）	0.0006

イ-2 湖沼

市内においては、千苺水源池について環境基準水域類型が指定されている。環境基準点（取水塔前）における測定結果は次のとおりである。

① COD（湖沼の水質汚濁の代表的指標）

- ・75%水質値は3.8mg/Lであり、環境基準を達成しなかった（2024年度も非達成）。

表2-1-5 千苺水源池におけるCODの環境基準達成状況

地点名	全層*の75%水質値 (mg/L)	環境基準 (mg/L) (水域類型)	環境基準 達成状況
千苺水源池・取水塔前	3.8	3 以下 (A)	非達成

* 全層：表層（水面下0.5m）と下層（水面下10m）の測定値の平均値。

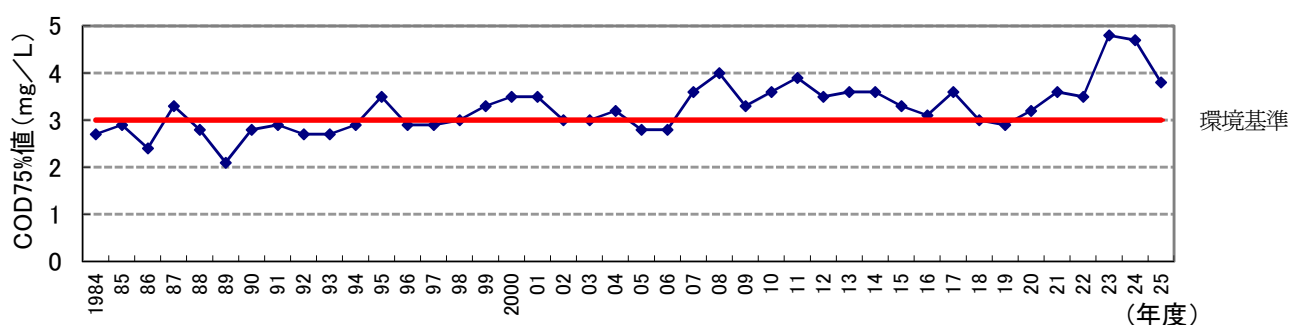


図2-1-4 千苺水源池のCODの経年変化（全層の75%水質値）

② 全磷（富栄養化の指標）

- ・年平均値は 0.016mg/L であり、環境基準を達成しなかったが、暫定目標^{*2}は達成した（2024 年度は環境基準・暫定目標とも非達成）。近年概ね横ばいで推移している。

表 2-1-6 千苅水源池における全磷の環境基準達成状況（表層^{*1}）

地点名	年平均値 (mg/L)	環境基準（水域類型）	暫定目標
		0.01 mg/L 以下（Ⅱ）	0.019 mg/L 以下
千苅水源池 取水塔前	0.016	非達成	達成

*1 表層：水面下 0.5m の測定値

*2 暫定目標：兵庫県が定めている 2025 年度（令和 7 年度）を目標年度とする目標値。段階的に目標を達成することにより、環境基準の可及的速やかな達成に努めることとしている。

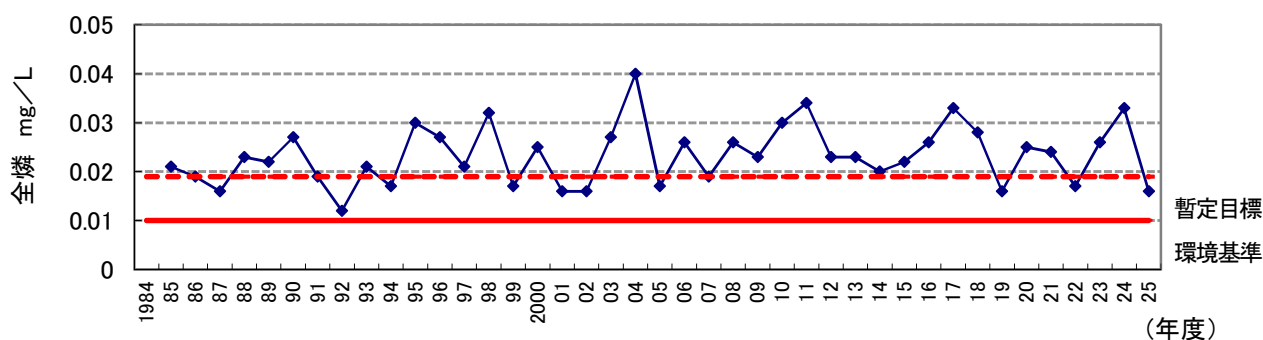


図 2-1-5 千苅水源池の全磷の経年変化（表層の年平均値）

③ 全窒素（富栄養化の指標）

- ・全窒素は環境基準の類型指定がされていないが、全磷と同じⅡ類型の基準値と比較すると、環境基準値（0.2mg/L）を超過していた（2024 年度も超過）。
- ・年平均値は 0.38mg/L であり、近年概ね横ばいで推移している。

表 2-1-7 千苅水源池における全窒素の環境基準値との比較（表層）

地点名	年平均値 (mg/L)	環境基準 (mg/L) (水域類型)
千苅水源池・取水塔前	0.38	0.2 以下（Ⅱ）

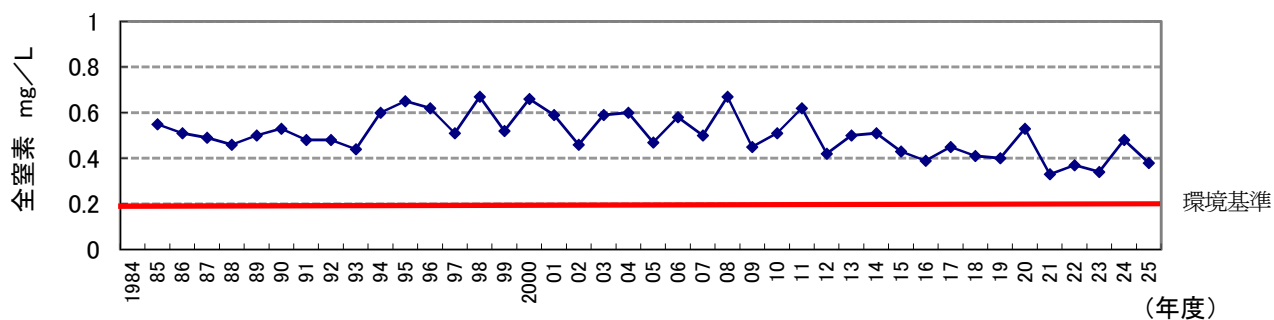


図 2-1-6 千苅水源池の全窒素の経年変化（表層の年平均値）

④全亜鉛・ノニルフェノール・LAS

- ・これら3項目については「水生生物の保全に係る水質環境基準」の水域類型が指定されていない。
- ・年平均値については、全亜鉛は0.01mg/L未満、ノニルフェノールは0.00006mg/L未満、LASは0.0006 mg/L未満といずれも環境基準値を下回っていた。

表2-1-8 水生生物の保全に係る項目の環境基準値との比較

項目	環境基準 (水生生物保全類型) (mg/L)	年平均値 (mg/L)
全亜鉛	0.03 以下 (全ての類型)	0.01 未満
ノニルフェノール	0.0006 以下 (特A) 0.001 以下 (A) 0.002 以下 (特B・B)	0.00006 未満
LAS	0.02 以下 (特A) 0.03 以下 (A) 0.04 以下 (特B) 0.05 以下 (B)	0.0006 未満

4-3 海域

A類型 8 地点、B類型 7 地点、C類型 8 地点の計 23 地点において測定した。

① COD（海域の水質汚濁の代表的指標）

- ・神戸海域唯一の環境基準点（C類型）である兵庫運河・材木橋において、環境基準を達成した（2024 年度も達成）。75%水質値は 3.4mg/L であり、近年概ね横ばいで推移している。
- ・兵庫運河以外の 22 地点においては、C類型の 7 地点では 7 地点全てで環境基準値を下回っていた。一方、A類型の 8 地点では 6 地点で、B類型の 7 地点では 6 地点で環境基準値を超過した。75%水質値（平均値）は、A類型 2.8mg/L、B類型 4.2mg/L、C類型 5.0mg/L であった。

表 2-1-9 兵庫運河における COD の環境基準達成状況

地点名	75%水質値 (mg/L)	環境基準 (水域類型) (mg/L)	環境基準 達成状況
兵庫運河・材木橋	3.4	8 以下 (C)	達成

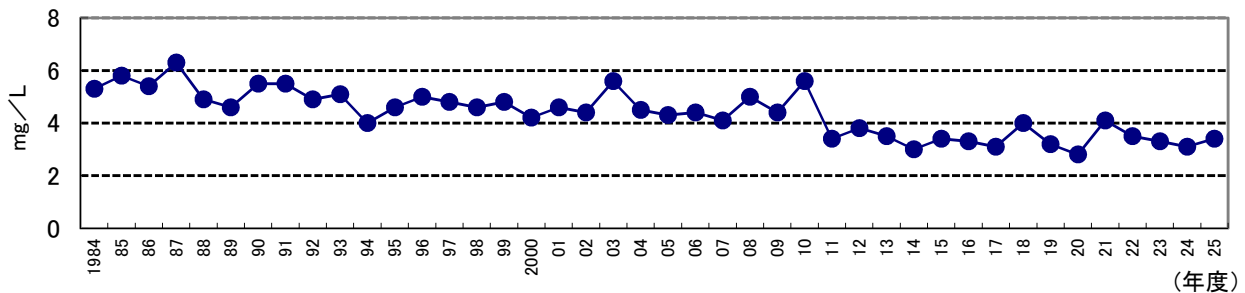


図 2-1-7 兵庫運河の COD 経年変化 (75%水質値)

表 2-1-10 COD の環境基準値との比較（兵庫運河以外の 22 地点の年平均値）

類型	75%水質値 (年平均値) (mg/L)	環境基準 (mg/L)	環境基準値超過地点数 ／測定地点数
A	2.8	2 以下	6／8
B	4.2	3 以下	6／7
C	5.0	8 以下	0／7
全地点	4.0	—	12／22

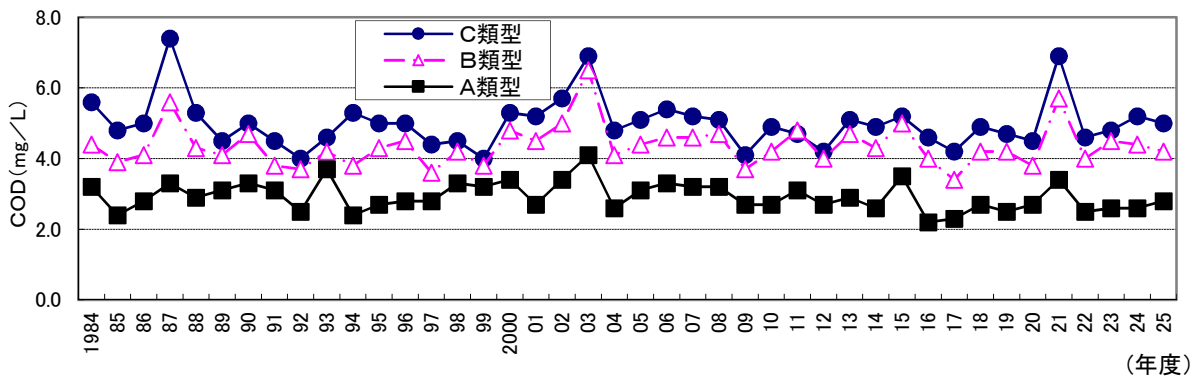


図 2-1-8 海域の COD 75%値の経年変化 (平均値)

② 全磷（富栄養化の水質指標）

- ・兵庫運河・材木橋における年平均値は 0.041mg/L であり、Ⅳ類型（Ⅲ類型に相当）の環境基準値（0.09mg/L）を下回っていた。
- ・兵庫運河以外の 22 地点（Ⅱ類型 8 地点、Ⅲ類型 7 地点、Ⅳ類型 7 地点）における年平均値は、Ⅱ類型 0.025mg/L、Ⅲ類型 0.030mg/L、Ⅳ類型 0.041mg/L と全て環境基準値を下回っていた。
- ・また、兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」に定められた、瀬戸内海の海域における良好な水質を保全し、かつ、豊かな生態系を確保する上で望ましい栄養塩類の濃度（下限値）（以下、「水質目標値」という。）については、全地点において年平均値として上回っていた。
- ・各類型の年平均値は、いずれも近年概ね横ばいで推移している。

表 2-1-11 全磷の環境基準値（上限値）・水質目標値（下限値）との比較
（兵庫運河以外の 22 地点の年平均値）

項目	年平均値 (mg/L)	類型	環境基準 (mg/L)	水質目標値 (mg/L)
全磷	0.025	Ⅱ	0.03 以下	0.02 以上
	0.030	Ⅲ	0.05 以下	
	0.041	Ⅳ	0.09 以下	

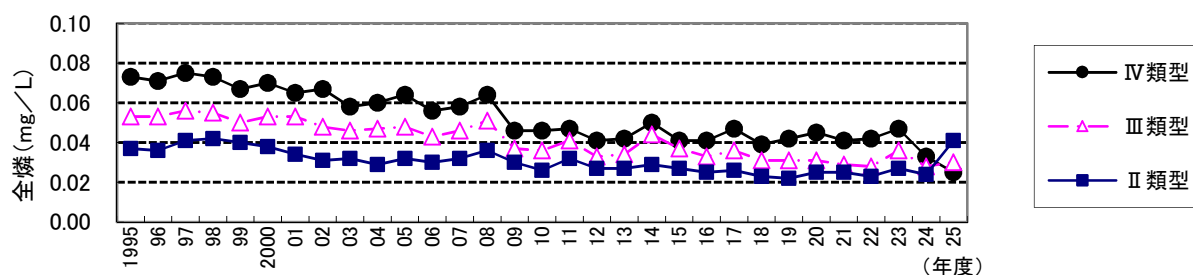


図 2-1-9 海域の類型別水質（全磷・年平均）の経年変化

③ 全窒素（富栄養化の水質指標）

- ・兵庫運河・材木橋における年平均値は 0.30mg/L であり、Ⅳ類型（Ⅲ類型に相当）の環境基準値（1mg/L）を下回っていた。
- ・兵庫運河以外の 22 地点（Ⅱ類型 8 地点、Ⅲ類型 7 地点、Ⅳ類型 7 地点）における年平均値は、Ⅱ類型 0.17mg/L、Ⅲ類型 0.27mg/L、Ⅳ類型 0.34mg/L と全て環境基準値を下回っていた。また、Ⅱ類型では水質目標値を下回っていたが、Ⅲ類型とⅣ類型では水質目標値を上回っていた。
- ・ノリの養殖等が行われている須磨・垂水海域を含むⅡ類型の 8 地点においては、8 地点中 5 地点で水質目標値を下回っていた。
- ・各類型の年平均値は、いずれも近年概ね横ばいで推移している。

表 2-1-12 全窒素の環境基準値（上限値）・水質目標値（下限値）との比較
（兵庫運河以外の 22 地点の年平均値）

項目	年平均値 (mg/L)	類型	環境基準 (mg/L)	水質目標値 (mg/L)
全窒素	0.17	Ⅱ	0.3 以下	0.2 以上
	0.27	Ⅲ	0.6 以下	
	0.34	Ⅳ	1 以下	

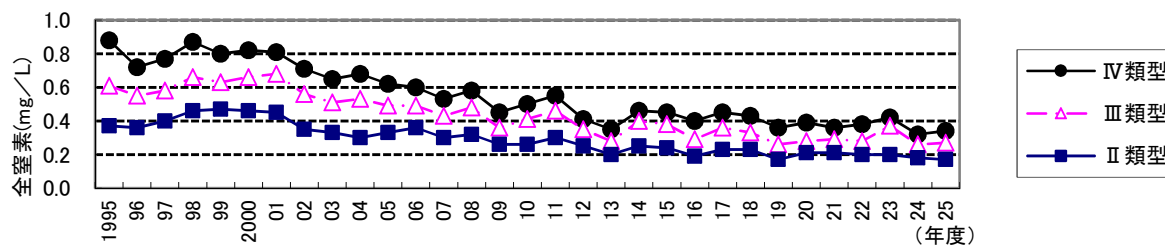


図 2-1-10 海域の類型別水質（全窒素・年平均）の経年変化

④全亜鉛・ノニルフェノール・LAS

- ・これら 3 項目については、神戸海域を含む大阪湾において「水生生物の保全に係る水質環境基準」の水域類型が指定されており、その指定状況は図 2-11 のとおりである。
- ・全亜鉛については 22 地点（補助測定地点除く）、ノニルフェノール及び LAS については 5 地点（兵庫運河・材木橋、神戸港・中央、ポートアイランド南・沖合、海釣公園、垂水漁港）において測定した。
- ・年平均値については、全亜鉛は特 A 類型 0.005mg/L、A 類型 0.006mg/L、ノニルフェノールは特 A・A 類型ともに 0.00006mg/L 未満、LAS は特 A・A 類型ともに 0.0006mg/L 未満と、いずれも環境基準値を下回っていた。

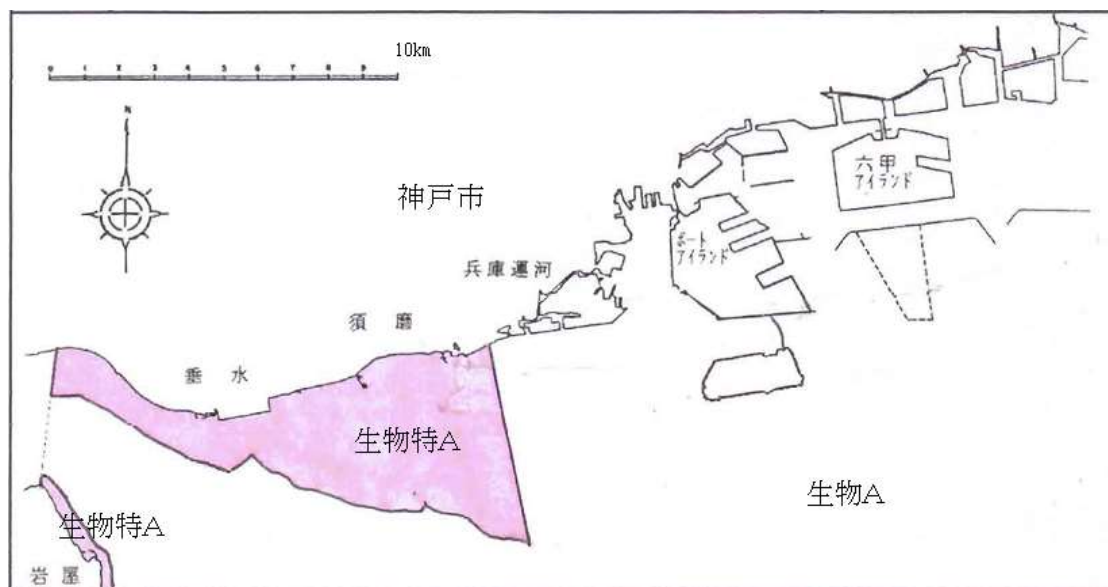


図 2-1-11 「水生生物の保全に係る項目の環境基準」の水域類型指定状況

表 2－1－13 水生生物の保全に係る項目の環境基準値との比較（神戸海域）

項目	環境基準（水生生物保全類型：mg/L）	年平均值（全測定地点の平均：mg/L）
全亜鉛	0.01 以下（特 A）	0.005
	0.02 以下（A）	0.006
ノニルフェノール	0.0007 以下（特 A）	0.00006 未満
	0.001 以下（A）	0.00006 未満
LAS	0.006 以下（特 A）	0.0006 未満
	0.01 以下（A）	0.0006 未満

2 地下水の水質の状況

(1) 概要

- ・ 地下水については、水質汚濁防止法第 15 条に基づき、常時監視を行っている。
- ・ 具体的には、「地下水モニタリングの手引き（平成 20 年 8 月環境省）」に従って、「概況調査」、「汚染井戸周辺地区調査」、「継続監視調査」を実施している。

表 2-2-1 調査区分と概要

調査の区分	概要	2025 年度調査地点数
概況調査	市内の地下水質の概況を把握するために行う調査。	各区 1 地点 計 9 地点
汚染井戸周辺地区調査	概況調査において環境基準値を超過した場合、汚染範囲を確認するため、環境基準を超過した井戸周辺で行う調査。	0 地点
継続監視調査	概況調査等により環境基準値を超過する項目が確認された地点について、汚染を継続的に監視するために行う調査。	6 地点

(2) 調査結果

① 概況調査

9 地点でカドミウム等 28 項目について調査した結果、すべての地点で環境基準を達成していた。

② 継続監視調査

調査した全地点において環境基準を達成しない項目があった。超過した項目がある地点については、今後も継続して監視していく。

表 2 - 2 - 2 調査地点及び調査項目

調査名	調査地点	調査項目
概況調査	① 東灘区森南町	環境基準が設定されているすべての項目 (カドミウム等 28 項目)
	② 灘区篠原伯母野山町	
	③ 中央区明石町	
	④ 兵庫区切戸町	
	⑤ 長田区長田町	
	⑥ 須磨区妙法寺	
	⑦ 垂水区泉が丘	
	⑧ 西区神出町宝勢	
	⑨ 北区山田町下谷上	
継続監視調査	⑩ 東灘区本山北町	砒素、ふっ素
	⑪ 中央区磯上通	鉛、クロエレン、1,1-ジクロエレン、1,2-ジクロエレン、トリクロエレン、テトラクロエレン
	⑫ 垂水区舞子台	クロエレン、1,1-ジクロエレン、1,2-ジクロエレン、トリクロエレン、テトラクロエレン
	⑬ 北区山田町下谷上	ふっ素
	⑭ 北区道場町塩田	砒素、ふっ素、ほう素
	⑮ 北区上津台	ふっ素

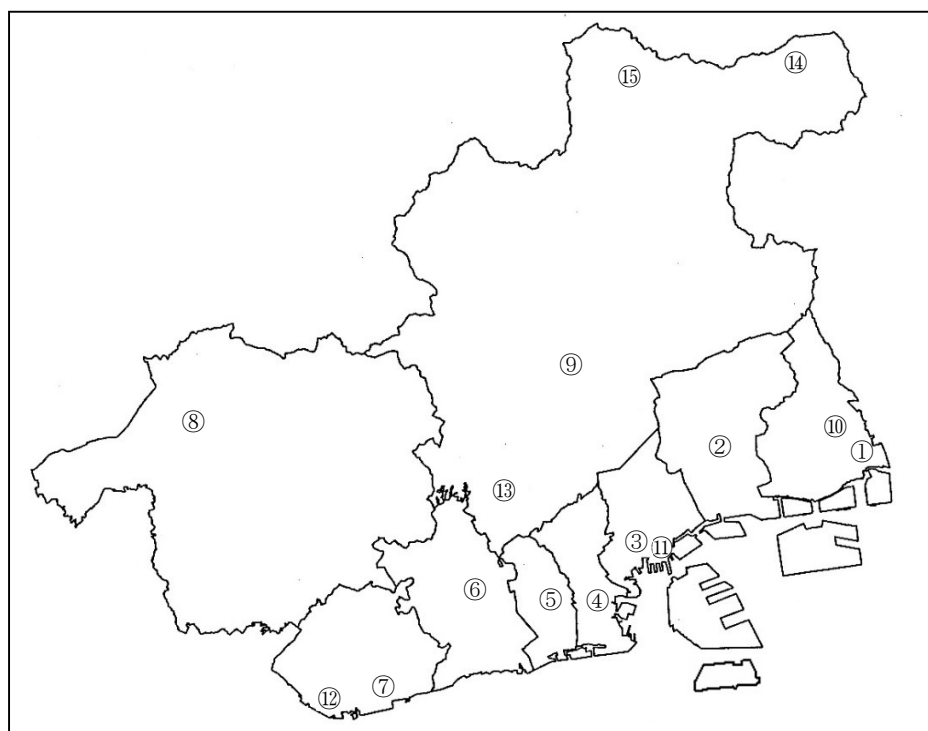


図 2 - 2 - 1 調査地点図

表 2 - 2 - 3 地下水の水質調査結果

調査区分	No.	環境基準項目	環境基準値	調査地点数	環境基準非達成地点数	調査結果 (mg/L)
概況調査	1	カドミウム	0.003 mg/L 以下	9	0	全地点 N. D. (注 1)
	2	全シアン	検出されないこと	9	0	全地点 N. D.
	3	鉛	0.01 mg/L 以下	9	0	全地点 N. D.
	4	六価クロム	0.02 mg/L 以下	9	0	全地点 N. D.
	5	砒素	0.01 mg/L 以下	9	0	N. D. ~ 0.002
	6	総水銀	0.0005 mg/L 以下	9	0	全地点 N. D.
	7	アルキル水銀(注 2)	検出されないこと	0	0	—
	8	P C B	検出されないこと	9	0	全地点 N. D.
	9	ジクロロエタン	0.02 mg/L 以下	9	0	全地点 N. D.
	10	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	9	0	全地点 N. D.
	11	クロロエレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下	9	0	全地点 N. D.
	12	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	9	0	全地点 N. D.
	13	1,1-ジクロロエレン	0.1 mg/L 以下	9	0	全地点 N. D.
	14	1,2-ジクロロエレン	0.04 mg/L 以下	9	0	全地点 N. D.
	15	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	9	0	全地点 N. D.
	16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	9	0	全地点 N. D.
	17	トリクロロエレン	0.01 mg/L 以下	9	0	全地点 N. D.
	18	テトラクロロエレン	0.01 mg/L 以下	9	0	N. D. ~ 0.0014
	19	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	9	0	全地点 N. D.
	20	チウラム	0.006 mg/L 以下	9	0	全地点 N. D.
	21	シマジン	0.003 mg/L 以下	9	0	全地点 N. D.
	22	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	9	0	全地点 N. D.
	23	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	9	0	全地点 N. D.
	24	セレン	0.01 mg/L 以下	9	0	N. D. ~ 0.001
	25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	9	0	N. D. ~ 3.1
	26	ふっ素	0.8 mg/L 以下	9	1	N. D. ~ 0.39
	27	ほう素	1 mg/L 以下	9	0	N. D. ~ 0.16
	28	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	9	0	全地点 N. D.
継続監視調査	1	鉛	0.01 mg/L 以下	1	1	0.019
	2	砒素	0.01 mg/L 以下	2	2	0.024 ~ 0.030
	3	クロロエレン	0.002 mg/L 以下	2	0	全地点 N. D.
	4	1,1-ジクロロエレン	0.1 mg/L 以下	2	0	全地点 N. D.
	5	1,2-ジクロロエレン	0.04 mg/L 以下	2	0	0.005 ~ 0.011
	6	トリクロロエレン	0.01 mg/L 以下	2	1	0.001 ~ 0.041
	7	テトラクロロエレン	0.01 mg/L 以下	2	1	0.0019 ~ 0.018
	8	ふっ素	0.8 mg/L 以下	4	4	1.4 ~ 3.7
	9	ほう素	1 mg/L 以下	1	1	1.7

(注 1) N. D. : 定量下限値未満

(注 2) アルキル水銀は、総水銀の測定値が定量下限値以上検出された場合に測定することとされている。

3 農薬による水質汚濁の状況

(1) 概要

- ・ 農薬による水質汚濁の状況を把握するため、ゴルフ場の立地の多い河川等において、農薬による水質汚濁の状況を調査している。
- ・ 2025 年度は 5 地点において、春季に 1 回、環境省の「公共用水域等における農薬の水質評価指針」等に定められている農薬（59 農薬）について調査を実施した。

(2) 調査結果

ア 調査時期及び地点

区分	水系名	河川名 湖沼名	調査地点名 (公共用水域測定地点 No.)	春季
河川	武庫川水系	有馬川	月見橋(No. 6)	○
	加古川水系	淡河川	万代橋(No. 14)	○
	加古川水系	志染川	坂本橋(No. 16)	○
	明石川水系	明石川	上水源取水口(No. 20)	○
湖沼	加古川水系	衡原湖	取水塔前[表層](No. 補 21)	※

※渇水のため採水できず、欠測。

イ 調査項目

環境省の「公共用水域等における農薬の水質評価指針」に定められている農薬及び「神戸市ゴルフ場農薬指導指針」で指針値を定めている農薬のうち使用実態等を考慮して選定した 59 農薬

ウ 調査結果

殺菌剤 1 項目が検出されたが、「神戸市ゴルフ場農薬指導指針」の指針値を下回っていた。

4 化学物質の状況

(1) 明石川流域におけるPFOS・PFOAの状況

①概要

- ・河川における化学物質については、残留性や使用実態を考慮の上、測定を行っている。
- ・2025年度は、2020年5月に新たに要監視項目に位置付けられ、指針値が設定されたPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）について、明石川及び伊川の流域で測定を行った。

②測定結果

- ・明石川流域においては、調査を行った20地点中18地点で、年平均値が国の指針値（PFOS及びPFOAの合計値50ng/L以下）を超過した。

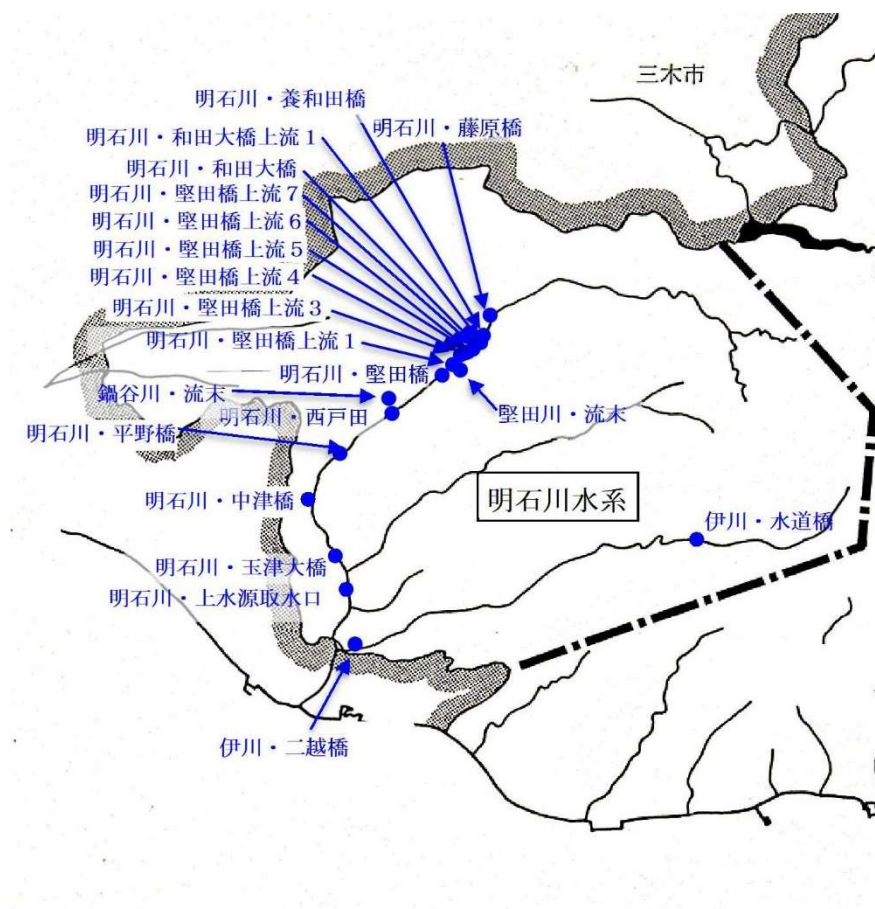


図2-4-1 測定地点

表 2－4－1 河川における PFOS 及び PFOA の測定結果（単位：ng/L）

測定地点名	測定結果（PFOS 及び PFOA の合計値）					指針値 （PFOS 及び PFOA の合計 値）
	春季 （5 月）	夏季 （8 月）	秋季 （11 月）	冬季 （2 月）	年平均值	
明石川・藤原橋	40	85	25	90	60	50
明石川・養和田橋	49	100	25	150	81	
明石川・和田大橋上流 1	—	—	52	300	180	
明石川・和田大橋	80	1,400	34	1,000	630	
明石川・堅田橋上流 7	—	—	46	790	420	
明石川・堅田橋上流 6	97	1,000	50	870	500	
明石川・堅田橋上流 5	97	960	50	880	500	
明石川・堅田橋上流 4	100	1,100	53	920	540	
明石川・堅田橋上流 3	190	1,800	58	320	390	
明石川・堅田橋上流 1	480	480	60	89	280	
明石川・堅田橋	690	370	41	92	300	
明石川・西戸田	170	79	68	260	140	
明石川・平野橋	44	96	110	270	130	
明石川・中津橋	58	140	270	180	160	
明石川・玉津大橋	59	170	240	220	170	
明石川・上水源取水口	40	100	92	92	81	
堅田川・流末	94	84	57	55	73	
鍋谷川・流末	220	73	210	17	130	
伊川・水道橋	15	16	12	76	30	
伊川・二越橋	21	31	21	73	37	

(3) 地下水における PFOS・PFOA の状況

- ・ 概況調査として、各区1地点（計9地点）で調査した結果、3地点で指針値（PFOS 及びPFOA の合計値 50ng/L 以下）を超過した。
- ・ 継続監視調査として、これまでに指針値を超過したことがある4地点で調査した結果、3地点で指針値を超過した。
- ・ なお、いずれの井戸も飲用には供されていない。
- ・ 指針値を超過した地点については、今後も調査を継続し、経年的な推移を把握する。

表 2－4－2 調査地点

概況調査	①東灘区森北町	②灘区篠原伯母野山町	③中央区明石町
	④兵庫区切戸町	⑤長田区长田町	⑥須磨区妙法寺
	⑦垂水区泉が丘	⑧西区神出町宝勢	⑨北区山田町下谷上
継続監視調査	⑩東灘区魚崎北町	⑪灘区岸地通	⑫長田区庄田町
	⑬長田区二葉町	⑭垂水区旭が丘	⑮垂水区舞子台

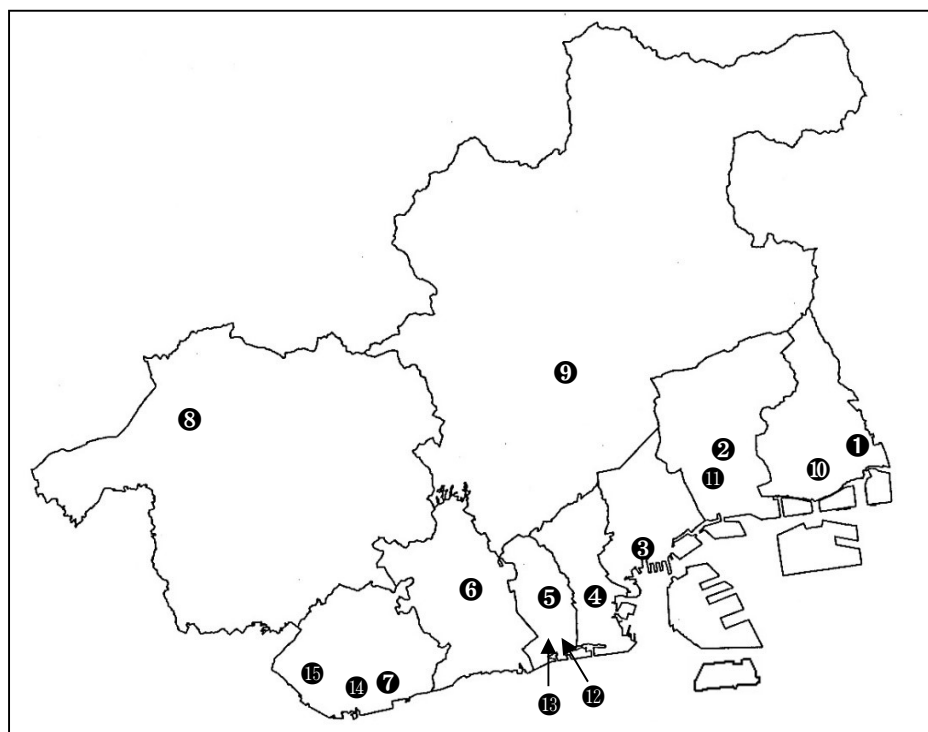


図 2－4－2 調査地点図

表 2－4－3 PFOS 及び PFOA の地下水調査結果

調査地点	調査区分	調査結果 (ng/L)	指針値 (ng/L)
東灘区森北町	概況	23	50
灘区篠原伯母野山町	概況	3.3	
中央区明石町	概況	8.2	
兵庫区切戸町	概況	60	
長田区長田町	概況	15	
須磨区妙法寺	概況	33	
垂水区泉が丘	概況	45	
西区神出町宝勢	概況	77	
北区山田町下谷上	概況	10	
東灘区魚崎北町	継続監視	38	
灘区岸地通	継続監視	97	
長田区庄田町	継続監視	34	
長田区二葉町	継続監視	47	
垂水区旭が丘	継続監視	55	
垂水区舞子台	継続監視	36	

※その他河川・湖沼・海域の測定結果は神戸市ホームページに掲載しています

<有機フッ素化合物 (PFAS)>

<https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/kurashi/recycle/kansikekka/water/pfas2.html>

Ⅲ ダイオキシン類の状況

1 概要

- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質、底質、土壌に含まれるダイオキシン類の常時監視を行っている。
- ・2025年度は、大気2地点、河川・湖沼・海域の水質・底質19地点、地下水の水質2地点、土壌2地点の計25地点で測定した。

2 測定結果

(1) 大気

- ア 測定時期：夏季（2025年8月）、冬季（2026年2月）
- イ 測定地点：2地点（一般環境大気測定局）
- ウ 測定結果：すべての測定地点で環境基準を達成した。

表3-1 大気のだいおきしん類測定結果（単位：pg-TEQ/m³）

測定地点	夏季 (8月)	冬季 (2月)	年平均	環境基準
兵庫南部大気測定局	0.0054	0.0082	0.0068	0.6 以下
灘浜大気測定局	0.0057	0.0060	0.0058	

(2) 水質・底質（河川・湖沼・海域）

- ア 測定時期：2025年9～10月
- イ 測定地点：19地点（河川9地点、湖沼1地点、海域9地点）
- ウ 測定結果：すべての測定地点で環境基準を達成した。

表3-2 水質・底質のだいおきしん類測定結果（河川・湖沼）

調査地点		水質 pg-TEQ/L	底質 pg-TEQ/g
河川	志染川・坂本橋	0.13	1.1
	明石川・上水源取水口	0.074	0.76
	伊川・二越橋	0.11	0.61
	福田川・福田橋	0.18	0.62
	布引水源池・水源池上流	0.062	0.58
	淡河川・万代橋	0.28	14
	生田川・小野柄橋	0.063	0.65
	新湊川・南所橋	0.079	0.60
	妙法寺川・若宮橋	0.090	0.66
湖沼	千苺水源池・取水塔前	0.064	4.0
環境基準		1 以下	150 以下

表 3－3 水質・底質のダイオキシン類測定結果（海域）

調 査 地 点		水 質 pg-TEQ/L	底 質 pg-TEQ/g
海域	兵庫運河・材木橋	0.12	22
	神戸港・中央	0.063	18
	第4工区南・沖合(1)	0.063	18
	第4工区南・沖合(2)	0.063	14
	ポートアイランド東・第6防波堤北	0.063	10
	須磨海域・JR須磨駅前	0.063	1.1
	ポートアイランド南・沖合(1)	0.063	13
	舞子海域・舞子漁港	0.063	0.61
	遠矢浜北側水域	0.10	91
環境基準		1 以下	150 以下

(3) 水質（地下水）

ア 測定時期：2025年11月

イ 測定地点：2 地点

ウ 測定結果：すべての測定地点で環境基準を達成した。

表 3－4 水質のダイオキシン類測定結果（地下水、単位：pg-TEQ/L）

調 査 地 点	調査結果	環境基準
北区 道場町塩田	0.062	1 以下
西区 神出町宝勢	0.067	

(4) 土壌

ア 測定時期：2025年11月

イ 測定地点：2 地点

ウ 測定結果：すべての測定地点で環境基準を達成した。

表 3－5 土壌のダイオキシン類測定結果（土壌、単位：pg-TEQ/g）

調 査 地 点	調査結果	環境基準
中央区 楠町	0.26	1,000 以下
北区 幸陽町	3.6	

◎大気測定地点

●河川測定地点（毎年測定地点）

○河川測定地点（ローリング地点）

■湖沼測定地点

▲海域測定地点

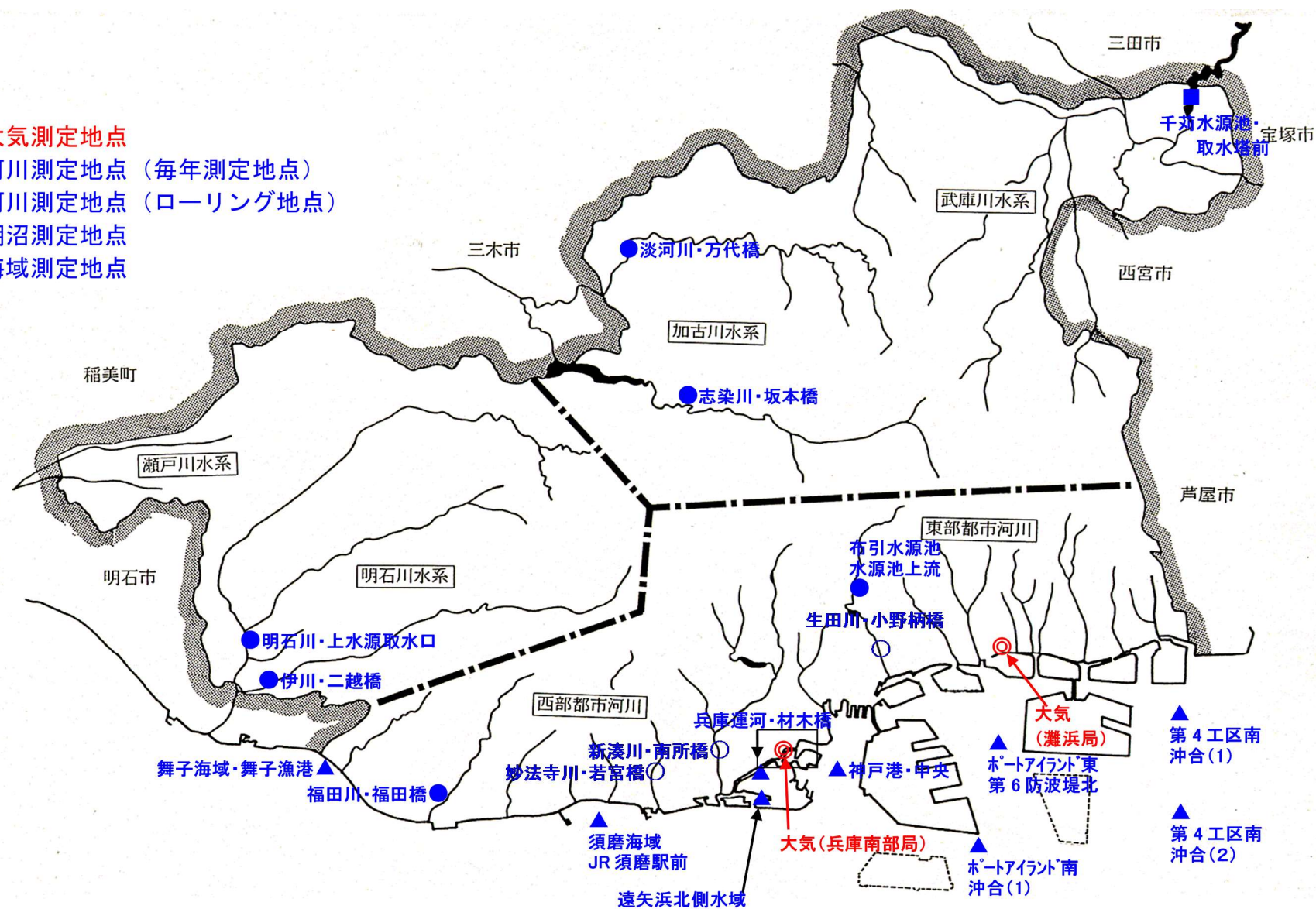


図3-1 ダイオキシン類測定地点図

IV 空間の放射線の状況

1 概要

- ・地上 1 m の高さの空間放射線量率について、2012年度より測定を行っている。

2 測定結果

- ・2025年度の空間放射線量率の範囲は $0.059 \sim 0.080 \mu\text{Sv/h}$ であり、兵庫県立健康生活科学研究所（神戸市兵庫区）における東日本大震災発生前の測定結果[※]と比較して同程度の値であった。

※2006年4月1日から2011年3月11日までの測定値（地上34m）：

$0.034 \sim 0.077 \mu\text{Sv/h}$ （宇宙線を除く）

表 4－1 神戸市内の空間放射線量率

測定場所	地点数	地面の状態	2025 年度 測定値 ($\mu\text{Sv/h}$)
東灘区役所	1	土	0.080
灘区役所	1	人工石	0.076
神戸市役所	1	石畳	0.069
兵庫区役所	1	土・草	0.074
北区役所	1	アスファルト	0.059
長田区役所	1	アスファルト	0.080
須磨区役所	1	人工石	0.076
垂水区役所	1	人工石	0.069
西区役所	1	コンクリート	0.071

注)測定は市役所及び各区役所の周辺で実施した。

（参考）

- ・空間放射線量率は主に地面の状態によっても変動し、土や草に比べて、アスファルトやコンクリート、花崗岩等の上では高い値となる傾向がある。これは、地面によって放射性カリウム等の量が異なることによる。

V 自動車騒音・道路交通振動の状況

1 概要

- ・自動車騒音及び道路交通振動の状況について把握するため、神戸市内の主要幹線道路（1日の自動車交通量が概ね10,000台以上の道路を対象）の沿道において、自動車騒音及び道路交通振動調査を実施している。
- ・騒音については20路線25地点で、振動については5路線5地点で調査を実施した。
- ・なお、騒音、振動とも24時間連続測定した。

表5-1 調査路線一覧表

道路種別	道 路 名	路線数
都市高速道路	阪神高速道路神戸西宮線※、阪神高速道路北神戸線、阪神高速道路神戸山手線	3
一般国道	国道2号、国道2号（第二神明道路）、国道43号※、国道175号※	4
主要地方道(県道)	三木三田線※、神戸三田線、神戸明石線、神戸加古川姫路線、神戸宝塚線	5
一般県道	灘三田線、西脇三田線、長坂垂水線	3
主要地方道(市道)	梅香浜辺脇浜線、長田楠日尾線、山麓線	3
一般市道	灘浜住吉川線※、湊町線	2
合 計		20

※騒音調査とあわせて振動調査を実施した路線

2 調査結果

(1) 自動車騒音の状況

ア 環境基準の達成状況

- ・調査した幹線道路沿道25地点のうち、昼間（午前6時～午後10時。以下同じ。）及び夜間（午後10時～午前6時。以下同じ。）とも環境基準を達成したのは16地点（64%）、昼間のみ環境基準を達成したのは5地点（20%）、夜間のみ環境基準を達成したのは1地点（4%）、昼間及び夜間とも環境基準を達成しなかったのは3地点（12%）であった。

イ 要請限度との比較

- ・25地点中24地点において、昼間及び夜間とも要請限度値以下であった。1地点においては夜間のみ要請限度値を超過していた。

表5-2 環境基準の達成状況

達成状況 地点数	昼間及び夜間とも 基準達成	昼間のみ 基準達成	夜間のみ 基準達成	昼間及び夜間とも 基準非達成
25	16(64%)	5(20%)	1(4%)	3(12%)

表5-3 要請限度との比較

超過状況 地点数	昼間及び夜間とも 要請限度以下	昼間のみ 要請限度以下	夜間のみ 要請限度以下	昼間及び夜間とも 要請限度超過
25	24(96%)	1(4%)	0 (0%)	0 (0%)

表5-4 騒音調査結果

No.	地点 No.	R3セン サス番 号	対象道路	地点	地域 類型	区域 区分	近接 ¹⁾ 空間	環境基準 (dB)		要請限度 (dB)		騒音レベル L_{Aeq} (dB)		適合状況 ²⁾	
								昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	101	10380	国道43号、阪神高速神戸西宮線	東灘区青木4丁目	B	b	○	70	65	75	70	61	57	○	○
2	104	10391	国道43号、阪神高速神戸西宮線	東灘区御影塚町2丁目	C	c	○	70	65	75	70	67	64	○	○
3	205	80390	灘浜住吉川線	灘区新在家南町5丁目	C	c	×	65	60	75	70	69	67	△	△
4	307	41320	長田楠日尾線	中央区楠町8丁目10	C	c	○	70	65	75	70	65	60	○	○
5	310	41300	梅香浜辺脇浜線、阪神高速神戸西宮線	中央区脇浜海岸通3丁目	C	c	○	70	65	75	70	70	68	○	△
6	403	10070	国道2号、阪神高速神戸西宮線	兵庫区須佐野通4丁目	C	c	○	70	65	75	70	70	69	○	△
7	405	80160	湊町線	兵庫区荒田町1丁目	C	c	○	70	65	75	70	66	61	○	○
8	501	40190	県道神戸宝塚線	北区南五葉3丁目	A	a	○	70	65	75	70	65	59	○	○
9	503	40550	三木三田線	北区淡河町木津字尾通	B	b	○	70	65	75	70	69	66	○	△
10	512	5230	阪神高速北神戸線	北区桂木4丁目	A	a	○	70	65	75	70	63	53	○	○
11	515	40050	神戸三田線	北区有野町唐櫃	B	b	○	70	65	75	70	68	63	○	○
12	520	40020	神戸三田線	北区谷上西町	B	b	○	70	65	75	70	69	65	○	○
13	529	41150	灘三田線	北区唐櫃台4丁目	B	b	○	70	65	75	70	72	64	△	○
14	538	40290	西脇三田線	北区長尾町宅原	B	b	○	70	65	75	70	66	61	○	○
15	601	41490	山麓線	長田区高取山町1丁目	B	b	×	65	60	75	70	62	56	○	○
16	603	40340	神戸明石線	長田区五番町8丁目	C	c	○	70	65	75	70	64	61	○	○
17	702	10090	国道2号	須磨区須磨浦通1丁目	C	c	○	70	65	75	70	70	68	○	△
18	703	40740	神戸加古川姫路線	須磨区離宮西町2丁目	A	a	○	70	65	75	70	69	64	○	○
19	716	5320	阪神高速道路神戸山手線	須磨区横尾2丁目	A	a	○	70	65	75	70	56	51	○	○
20	717	40370	神戸明石線	須磨区高倉町1丁目	B	b	○	70	65	75	70	71	67	△	△
21	803	10160	国道2号（第二神明道路）	垂水区潮見が丘1丁目	B	b	○	70	65	75	70	59	56	○	○
22	811	60320	長坂垂水線	垂水区名谷町中坊	B	b	○	70	65	75	70	65	62	○	○
23	817	10110	国道2号	垂水区宮本町	C	c	○	70	65	75	70	70	71	○	×
24	916	10440	国道175号	西区神出町田井	B	b	○	70	65	75	70	71	66	△	△
25	928	10470	国道175号（神出バイパス）	西区神出町田井	B	b	○	70	65	75	70	68	64	○	○
全地点のエネルギー平均値												66.6	62.5		

1) 測定地点が幹線道路に近接する空間に該当する場合は“○”、該当しない場合は“×”

2) 環境基準・要請限度ともに超過→“×”、環境基準超過、要請限度適合→“△”、環境基準・要請限度ともに適合→“○”

ウ 経年変化

① 全地点平均値

- ・2025年度の自動車騒音調査結果の平均値は、昼間 67dB、夜間 63dB であった。
- ・年度ごとに一部調査地点は異なるが、昨年度と比べると昼間平均値及び夜間平均値ともやや上昇した。

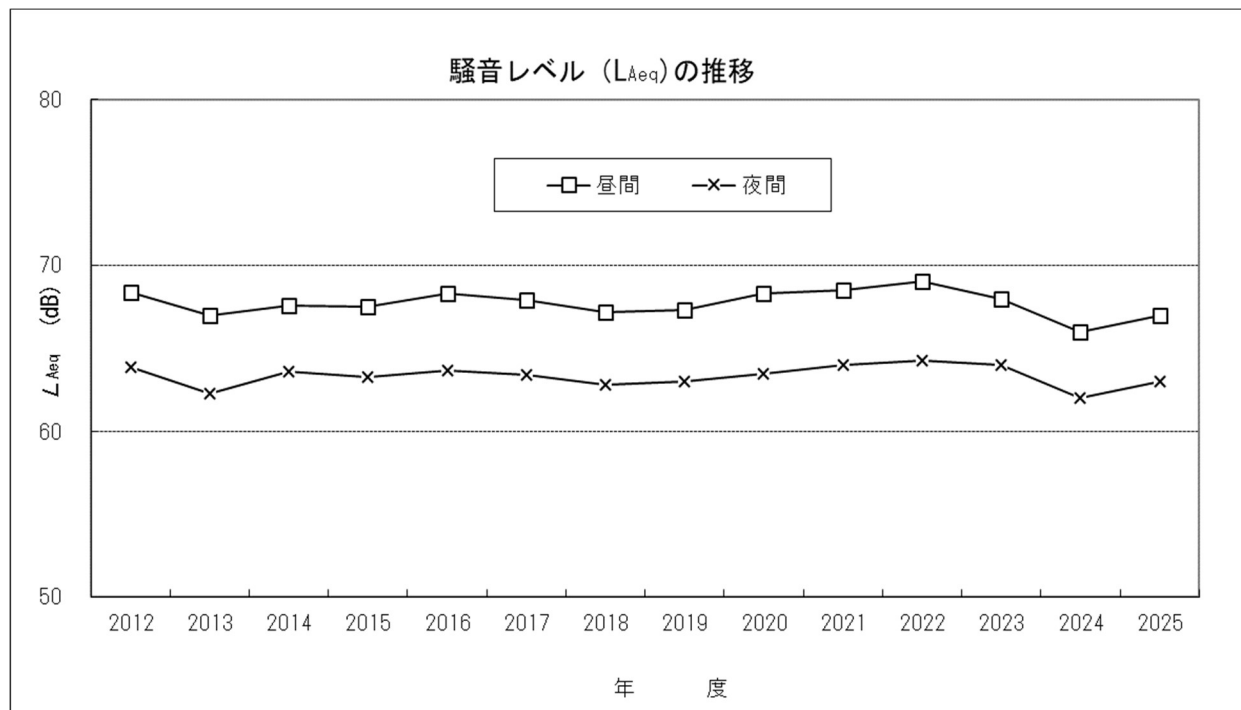


図 5 - 1 自動車騒音調査結果 (平均値)

② 環境基準達成状況

2025年度の環境基準の達成率は、前年度より10ポイント減少した。

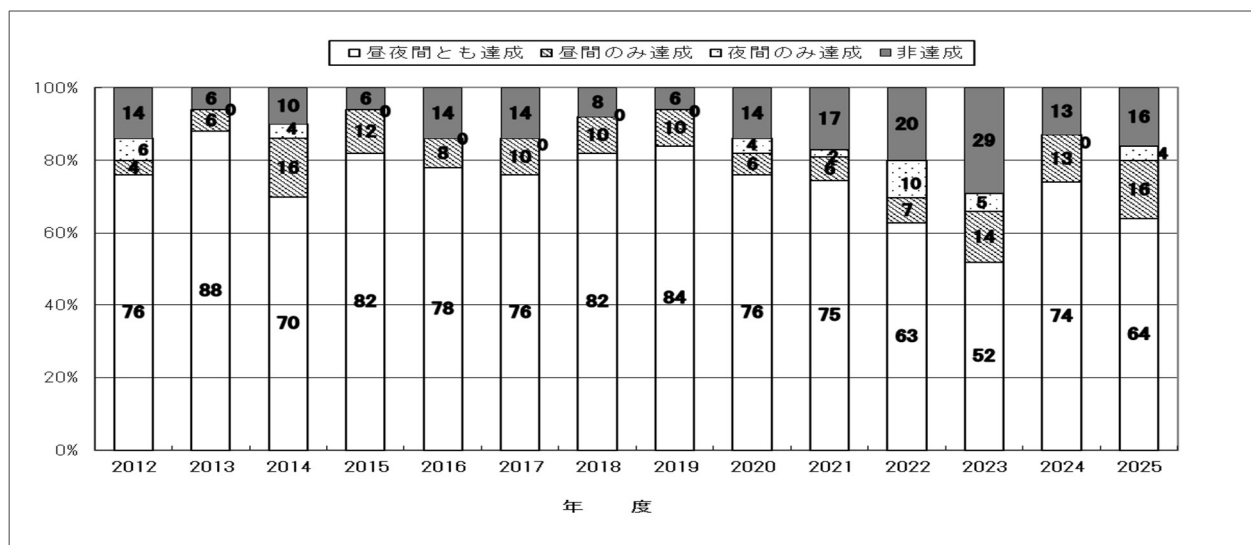


図 5 - 2 環境基準達成状況

③ 要請限度との比較

- ・2025 年度においては、25 地点中 1 地点で夜間の要請限度を超過していた。

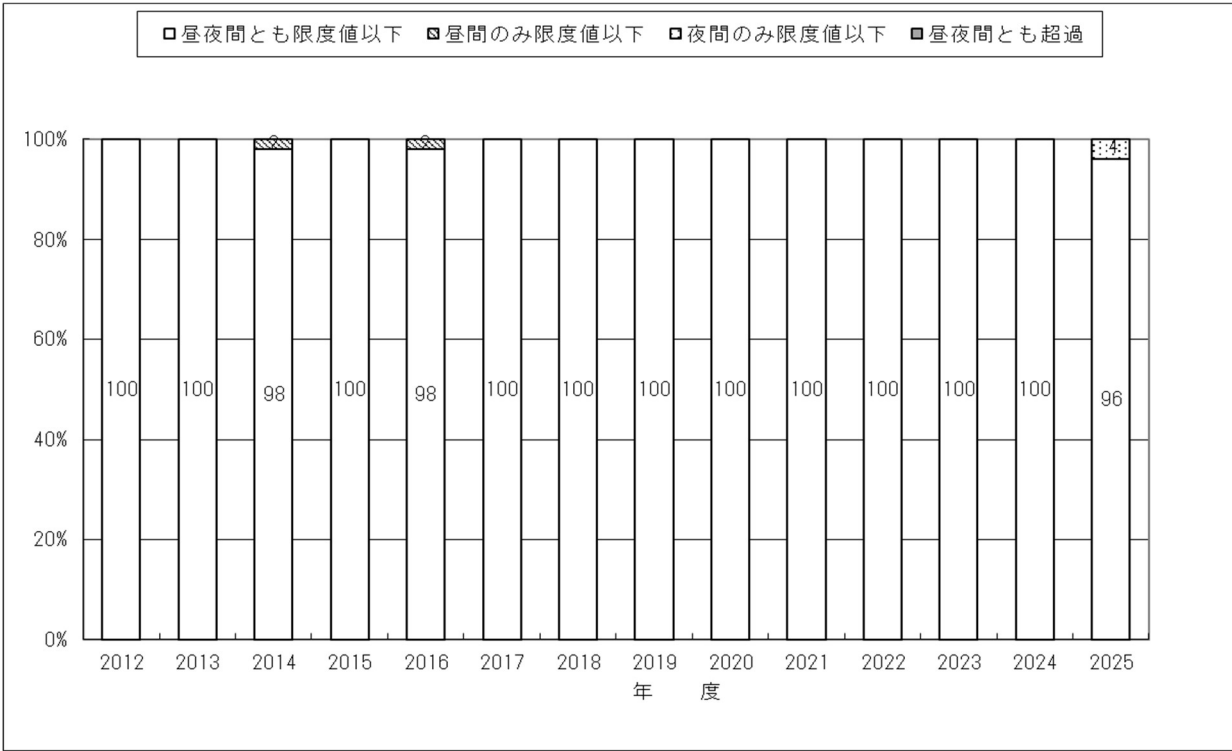


図 5 - 3 要請限度との比較

(2) 道路交通振動の状況

ア 要請限度との比較

- ・全ての地点で、昼間（午前 8 時～午後 7 時）、夜間（午後 7 時～午前 8 時）とも要請限度以下であった。

表 5 - 5 振動調査総括表

地点数	L ₁₀ (昼間(午前 8 時～午後 7 時)) 平均 (最小～最大)	L ₁₀ (夜間(午後 7 時～午前 8 時)) 平均 (最小～最大)
	5	5
	43dB (29dB～53dB)	39dB (22dB～53dB)

No.	地点 No.	対象道路	地点	要請限度		振動レベル L ₁₀ (dB)		適合状況		振動レベル					
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間			夜間		
										L _{max}	L ₅₀	L ₉₀	L _{max}	L ₅₀	L ₉₀
1	101	国道43号、 阪神高速神戸西宮線	東灘区青木4丁目	65	60	45	43	○	○	52	41	36	51	38	31
2	104	国道43号、 阪神高速神戸西宮線	東灘区御影塚町2丁目	75	65	47	44	○	○	57	41	36	56	37	31
3	205	灘浜住吉川線	灘区新在家南町5丁目	75	65	53	53	○	○	62	48	40	63	43	31
4	503	三木三田線	北区淡河町木津字尾通	75	60	29	22	○	○	46	17	15	45	14	14
5	916	国道175号	西区神出町田井	75	60	43	33	○	○	57	30	19	56	19	15

全地点の算術平均値 43.0 39.0

注) 振動レベル計の測定下限値は25dBであるが、25dB未満の値についても参考値として記載している。

表 5 - 6 振動調査結果

Ⅵ 公害に関する苦情処理の状況

1 概要

- 市民からの公害苦情については、大部分が大気汚染、水質汚濁、騒音等の「典型7公害」に関するものである。その他光害など日常生活において不快感を伴うものを含め、多数の苦情が市に寄せられている。

2 全市の公害苦情件数の推移

- 全市の2025年度の公害苦情の受付件数は492件であった。
- 種類別にみると、騒音に係る苦情（工事現場の作業音等）が210件と最も多く、次いで、悪臭に係る苦情が116件、大気汚染に係る苦情が92件の順であった。

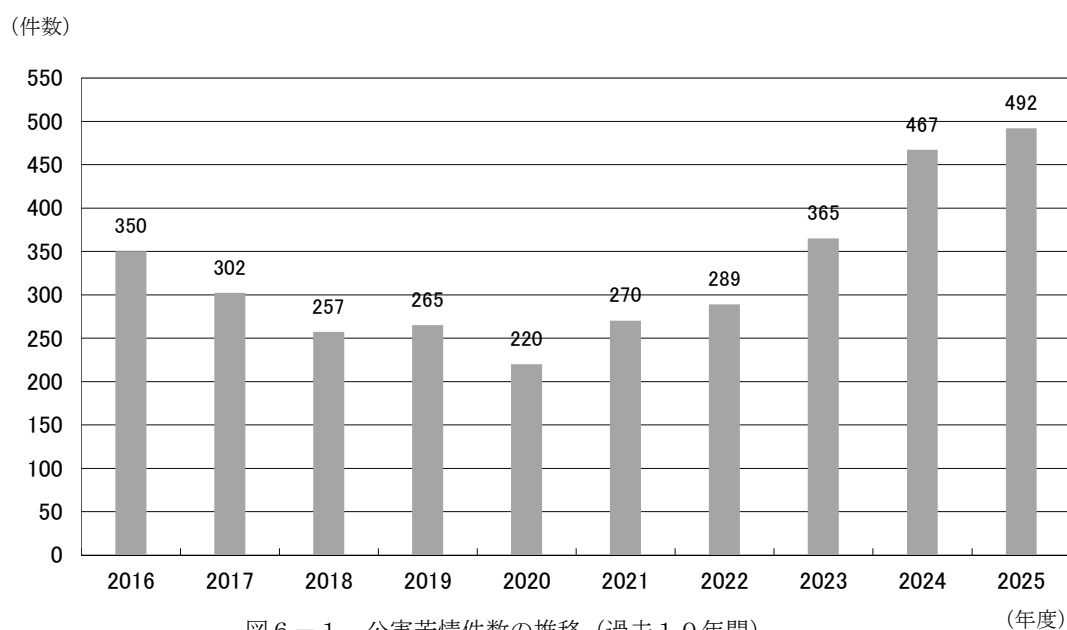


図6-1 公害苦情件数の推移（過去10年間）

表6-1 種類別の公害苦情件数の推移（過去10年間）

種類／年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
大気汚染	68	81	59	48	17	26	49	24	57	92
水質汚濁	67	57	61	43	22	31	37	53	45	31
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
騒音	139	106	82	90	98	114	100	144	229	210
振動	20	12	17	20	12	28	19	21	23	32
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	56	46	38	64	71	68	80	119	107	116
小計	350	302	257	265	220	267	285	361	461	481
その他	0	0	0	0	0	3	4	4	6	11
合計	350	302	257	265	220	270	289	365	467	492

3 区別の公害苦情件数

- ・2025年度の区別の公害苦情件数は、西区が94件と最も多く、次いで中央区が68件であった。
- ・最も公害苦情件数が多かった西区では、悪臭に係る苦情が51件と最も多く、次いで騒音が25件、水質汚濁に係る苦情が5件であった。

表6－2 2025年度 区別の公害苦情件数

種類／区	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
大気汚染	17	3	15	14	8	5	12	12	6	92
水質汚濁	3	3	5	5	3	2	0	5	5	31
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
騒音	30	21	40	22	16	22	15	19	25	210
振動	8	6	1	3	3	3	2	2	4	32
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	10	6	7	0	21	10	8	3	51	116
その他	3	1	0	2	1	0	0	1	3	11
合計	71	40	68	46	52	42	37	42	94	492

4 月別の公害苦情件数

- ・2025年度の月別の公害苦情件数は、4月が52件と最も多く、次いで12月がそれぞれ50件と多かった。

表6－3 2025年度 月別の公害苦情件数

種類／月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
大気汚染	5	5	10	8	8	6	8	3	9	9	14	7	92
水質汚濁	9	2	3	2	1	3	2	2	3	3	0	1	31
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
騒音	17	26	13	16	18	18	22	17	20	17	10	16	210
振動	4	3	4	1	2	0	1	3	5	3	2	4	32
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	14	8	8	8	4	9	15	16	11	9	13	1	116
その他	3	1	1	1	0	1	1	1	2	0	0	0	11
合計	52	45	39	36	33	37	49	42	50	41	39	29	492

5 用途地域別の公害苦情件数

- ・2025年度の用途地域別の公害苦情件数は、住居系地域が253件で最も多く、次いで商業系地域117件で多かった。
- ・住居系・商業系地域では騒音に係る苦情が多く、工業系地域では騒音に係る苦情が最も多く次いで悪臭、水質汚濁に係る苦情が多かった。市街化調整区域では悪臭に係る苦情が多かった。

表6－4 2025年度 用途地域別の公害苦情件数

種類／用途地域	住居系地域	商業系			工業系				市街化調整区域	不明	その他都市計画	計
		近隣商業地域	商業地域	小計	準工業地域	工業地域	工業専用地域	小計				
大気汚染	65	14	5	19	6	1	1	8	0	0	0	92
水質汚濁	6	2	4	6	4	0	6	10	7	2	0	31
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
騒音	102	52	21	73	16	8	0	24	10	1	0	210
振動	20	5	3	8	2	0	0	2	2	0	0	32
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	49	5	6	11	6	6	1	13	43	0	0	116
その他	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
合計	253	78	39	117	34	15	8	57	62	3	0	492

6 発生源別の公害苦情件数

- ・2025年度の発生源別の公害苦情件数は、建設現場が245件と最も多く、次いで事業場が117件であった。
- ・建設現場では騒音の苦情が121件と最も多く、次いで大気汚染の苦情が90件であった。

表6－5 2025年度 発生源別の公害苦情件数

種類／発生源	事業場	建設現場	交通機関	一般家庭	その他 (野焼き、発生源不明等)	計
大気汚染	1	90	0	0	1	92
水質汚濁	27	0	0	0	4	31
土壌汚染	0	0	0	0	0	0
騒音	68	121	2	0	19	210
振動	2	23	7	0	0	32
地盤沈下	0	0	0	0	0	0
悪臭	19	0	0	0	97	116
その他	0	11	0	0	0	11
合計	117	245	9	0	121	492

7 全市の公害苦情・相談件数の推移

- ・公害苦情・相談件数（法令規制が無いなど、発生源への指導根拠が明確でない苦情内容を相談として取り扱っている。）は、近年、増加傾向にある。

表 6－6 公害苦情・相談件数の推移(過去 5 年間)

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2024 年度	2025 年度
苦情	270	289	365	467	492
相談	271	280	217	120	111
合計	541	569	582	587	603

1 環境基準等について

(1) 大気関係（ダイオキシン類は別途記載）

ア 大気汚染に係る環境基準

項目名	環 境 基 準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又は、それ以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	(2026年3月31日まで) 1時間値が0.06ppm以下であること。 (2026年4月1日以降) オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。

イ 有害大気汚染物質に係る環境基準

項目名	環 境 基 準
ベンゼン	年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

ウ 有害大気汚染物質に係る指針

(環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針)

項目名	指針 (年平均値)	項目名	指針 (年平均値)
アクリロニトリル	2 μg/m ³ 以下	水銀及びその化合物	40 ng Hg/m ³ 以下
アセトアルデヒド	120 μg/m ³ 以下	ニッケル化合物	25 ng Ni/m ³ 以下
塩化ビニルモノマー	10 μg/m ³ 以下	ヒ素及びその化合物	6 ng As/m ³ 以下
塩化メチル	94 μg/m ³ 以下	1,3-ブタジエン	2.5 μg/m ³ 以下
クロロホルム	18 μg/m ³ 以下	マンガソ及びその化合物	140 ng Mn/m ³ 以下
1,2-ジクロロエタン	1.6 μg/m ³ 以下	—	—

(2) 水質関係 (ダイオキシン類は別途記載)

ア 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	環 境 基 準
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化水素	0.002 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン (D-D)	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン (CAT)	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ (ベンチオカーブ)	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下*
ほう素	1 mg/L 以下*
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

※ ①基準値は年平均値とする。ただし、全シアンの基準値は最高値とする。

②海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

イ 生活環境の保全に関する環境基準

イ-1 河川

河川①

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	環 境 基 準				
		水素イオン濃度 (pH)	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (BOD)	浮 遊 物 質 量 (SS)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 数
AA	水 道 1 級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水 道 2 級 水 産 1 級 水 浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水 道 3 級 水 産 2 級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	水 産 3 級 工 業 用 水 1 級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	——
D	工 業 用 水 2 級 農 業 用 水 及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	——
E	工 業 用 水 3 級 環 境 保 全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認め られたいこと。	2mg/L 以上	——
備 考 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n 番め（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×n が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0 以上7.5 以下、溶存酸素量5mg/L 以上とする。（湖沼もこれに準ずる。）						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 “ 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 “ 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 “ 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 “ 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 “ 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 “ 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

河川②

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	環 境 基 準		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備 考 1 基準値は年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)				

イ-2 湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上あり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上ある人工湖）

湖沼①

項目 類型	利 用 目 的 的 性 適 応 性	環 境 基 準				
		水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	浮 遊 物 質 量 (SS)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 数
AA	水 道 1 級 水 産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水 道 2、3 級 水 産 2 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水 産 3 級 工 業 用 水 1 級 農 業 用 水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	——
C	工 業 用 水 2 級 環 境 保 全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	——
備 考 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水 産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
" 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
" 3 級：コイ、フナ等、富栄養湖型の水域の水産生物用
4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

湖沼②

	利用目的の適応性	環境基準	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01 mg/L以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03 mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05 mg/L以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度

湖沼③

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	環境基準		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04mg/L以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。				

湖沼④

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	環 境 基 準
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L
備 考		
1 基準値は、日間平均値とする。		
2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが予想される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

イ-3 海域

海域①

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	環 境 基 準				
		水素イオン濃度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 数	n - ヘ キ サ ン 抽 出 物 質 (油分等)
A	水 産 1 級 水 浴 自 然 環 境 保 全 及 び B以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下	検出されないこと
B	水 産 2 級 工 業 用 水 及 び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5 mg/L 以上	——	検出されないこと
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2 mg/L 以上	——	——
備 考						
自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。						

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用並びに水産 2 級の水産生物用

〃 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

海域②

	利用目的の適応性	環 境 基 準	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下
備 考			
1 基準値は、年間平均値とする。			
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランスよく、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

海域③

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	環 境 基 準		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の 産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生 育場として特に保全が必要な水 域	0.01 mg/L以下	0.0007 mg/L以下	0.006mg/L 以下
備 考				
基準値は年間平均値とする。				

海域④

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	環 境 基 準
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を 保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水 生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が 生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸 素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全 ・再生産する水域	3.0mg/L
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を 保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生 生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消 する水域	2.0mg/L
備 考		
1 基準値は、日間平均値とする。		
2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが予想される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

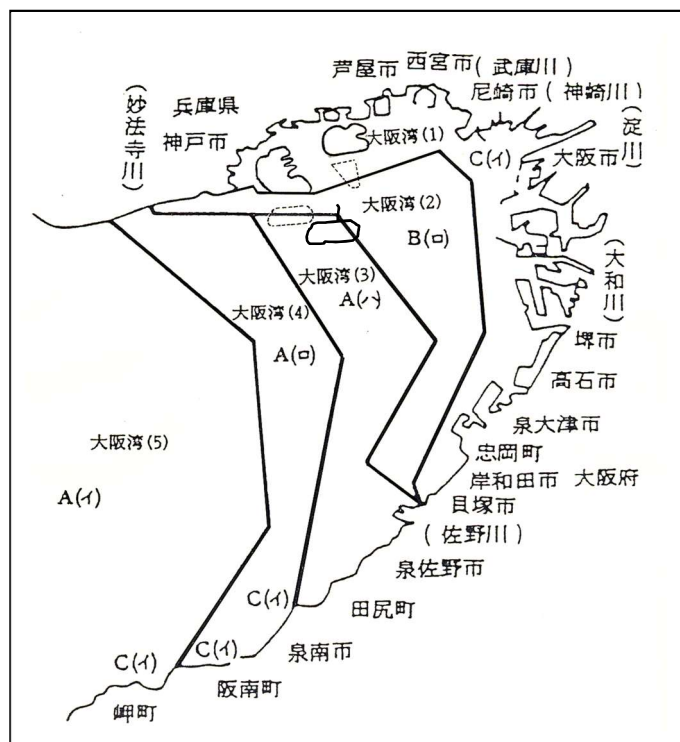
ウ 環境基準に係る水域類型の指定(全窒素・全磷・水生生物の保全に係る項目以外)

水域の範囲	水域類型	達成期間	指定年月、告示等
武庫川中流 (三田市大橋から仁川合流点まで)	B	イ	昭和 45 年 (1970 年) 9 月 1 日 閣議決定
明石川上流 (伊川合流点より上流)	B	イ	昭和 48 年 (1973 年) 9 月 4 日 兵庫県告示第 1415 号
明石川下流 (伊川合流点より下流)	C	ロ	
志 染 川 (吞吐ダム上流端から上流の志染川本流)	B	ロ	昭和 60 年 (1985 年) 3 月 22 日 兵庫県告示第 451 号
伊 川 (伊川と明石川との合流点から上流の伊川本流)	C	ロ	
福 田 川 (福田川本流全域)	E	ロ	
千苅水源池 (千苅ダムのえん堤及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域)	A	イ	昭和 53 年 (1978 年) 3 月 24 日 兵庫県告示第 652 号
兵 庫 運 河 (新川運河を含む)	C	ロ	昭和 46 年 (1971 年) 12 月 28 日 環境庁告示第 60 号 改正 平成 14 年 (2002 年) 3 月 29 日 環境省告示第 33 号
大阪湾 (1) (別記 1 の水域)	C	イ	
大阪湾 (2) (別記 2 の水域)	B	ロ	
大阪湾 (3) (別記 3 の水域)	A (※)	ハ	
大阪湾 (4) (別記 4 の水域)	A (※)	ロ	
大阪湾 (5) (別記 5 の水域)	A (※)	イ	

(注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- (1) 「イ」: 直ちに達成
(2) 「ロ」: 5 年以内で可及的すみやかに達成
(3) 「ハ」: 5 年を越える期間で可及的すみやかに達成

(※) 「自然環境保全を利用目的としている地点」として水域類型を適用するとされている。



エ 千苅水源池における全磷に係る水域類型の指定

(指定：平成 14 年（2002 年）4 月 30 日兵庫県告示第 689 号)

千苅水源池における富栄養化の進行に伴い、植物プランクトンの増殖による利水障害が見られることから、総合的な水質保全対策の推進を図るため、平成 14 年（2002 年）4 月 30 日付で全磷に係る環境基準が設定された。段階的に暫定目標（2025 年度：全磷 0.019mg/L）を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることとされている。

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間	環境基準	暫定目標 (2025 年度)
千苅水源池 (別記の水域)	湖沼Ⅱ (全窒素の項目の 基準値を除く)	段階的に暫定目標を達成し つつ、環境基準の可及的速 やかな達成に努める。	全磷 0.01mg/L 以下	全磷 0.019mg/L

(別記) 千苅ダムのえん堤及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域

オ 大阪湾における全窒素、全磷に係る水域類型の指定

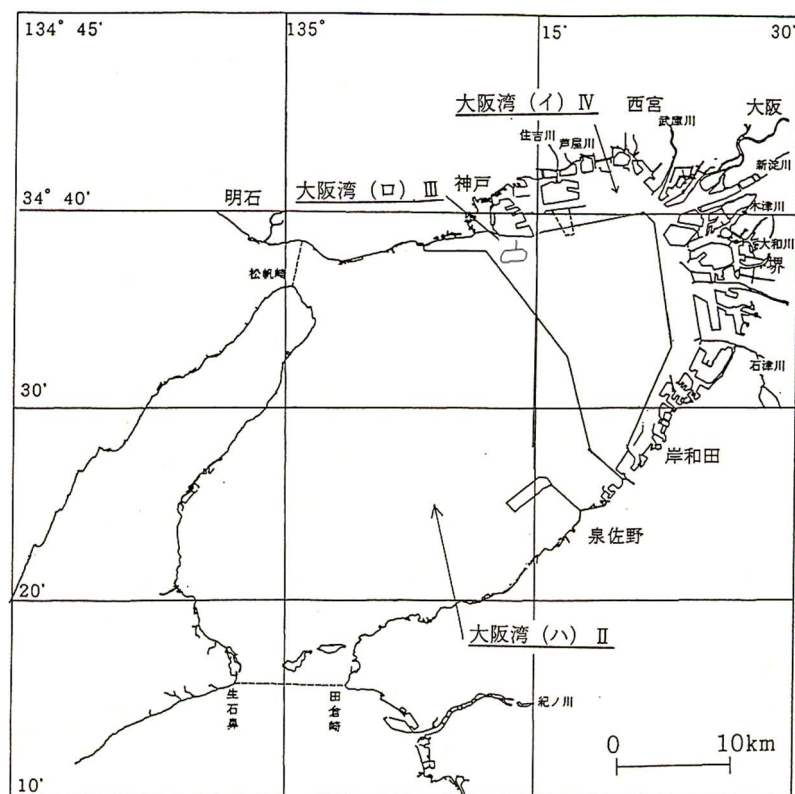
(指定：平成 7 年（1995 年）2 月 28 日環境庁告示第 5 号、改正：平成 17 年（2005 年）6 月 3 日環境省告示第 47 号)

海域の富栄養化防止の観点から、1993 年 8 月 27 日付けで海域の全窒素及び全磷に係る環境基準が設定された。この環境基準は、水域の利水目的に対応して複数の類型が設けられており、個々の水域にいずれかの類型をあてはめることによって、当該水域の具体的な水質目標が示されることとなっている。この類型指定は、政令で都道府県知事に委任された水域以外の水域については、環境大臣がおこなうこととされている。

環境大臣が類型指定を行うこととされている水域のうち、特に富栄養化の著しい東京湾、大阪湾、伊勢湾並びに播磨灘～響灘及び周防灘の瀬戸内海について、水域類型が指定されている。

公共用水域が該当する全窒素、全磷に係る水質環境基準の水域類型の指定（大阪湾のみ抜粋）

水域	該当 類型	環境基準	達成期間
大阪湾（イ）	海域Ⅳ	全窒素 1mg/L 以下 全磷 0.09mg/L 以下	直ちに達成する。
大阪湾（ロ）	海域Ⅲ	全窒素 0.6mg/L 以下 全磷 0.05mg/L 以下	直ちに達成する。
大阪湾（ハ）	海域Ⅱ	全窒素 0.3mg/L 以下 全磷 0.03mg/L 以下	直ちに達成する。



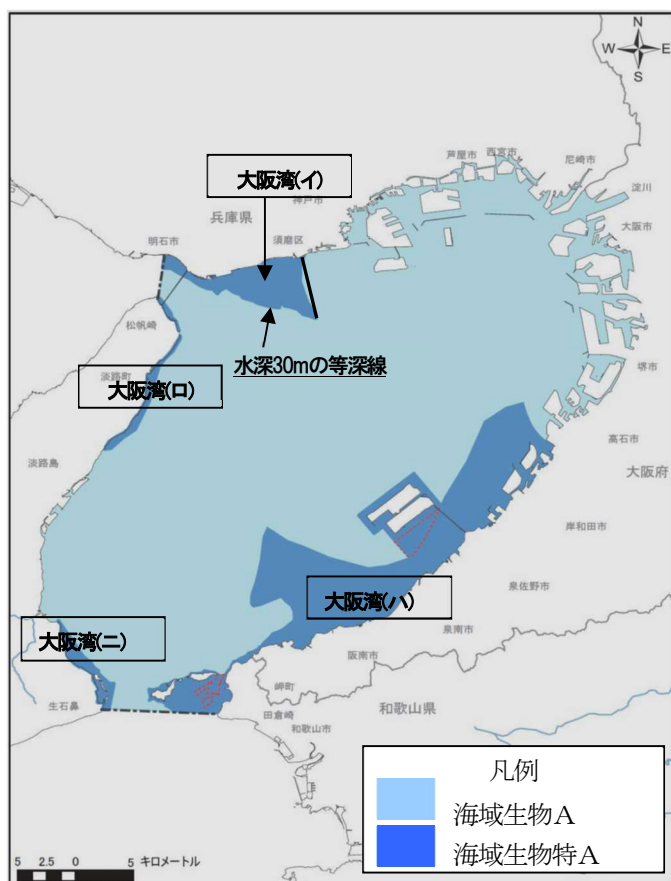
カ 大阪湾における水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定

(指定：平成 21 年（2009 年）3 月環境省告示第 15 号、改正：平成 25 年（2013 年）6 月 5 日環境省告示第 58 号)

中央環境審議会「水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について」（諮問 平成 16 年（2004 年）8 月 27 日）により、公共用水域（河川、湖沼及び海域）毎に水生生物の生息状況の適応性に応じた水域類型について、個々の水域に対して水域類型を指定している。当該環境基準の類型指定（海域）の指定については、これまで、国が類型指定を行う海域のうち 2 海域（東京湾、伊勢湾）について、類型指定を行っており、2013 年 6 月 5 日の改正により、大阪湾についても水域類型の指定がなされた。

海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（大阪湾のみ抜粋）

政令に基づく名称	水 域	該当類型	達成期間	指定日
和歌山市田倉崎から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島松帆崎から明石市朝霧川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（大阪湾）	大阪湾（全域。ただし、大阪湾（イ）、大阪湾（ロ）、大阪湾（ハ）及び大阪湾（ニ）に係る部分を除く。）	海 域 生 物 A	直ちに達成	2013 年 6 月 5 日
	大阪湾（イ）（別記 1 の水域）	海域生物 特 A	直ちに達成	2013 年 6 月 5 日
	大阪湾（ロ）（別記 2 の水域）	海域生物 特 A	直ちに達成	2013 年 6 月 5 日
	大阪湾（ハ）（別記 3 の水域）	海域生物 特 A	直ちに達成	2013 年 6 月 5 日
	大阪湾（ニ）（別記 4 の水域）	海域生物 特 A	直ちに達成	2013 年 6 月 5 日



大阪湾における生物A、生物特A類型の類型指定図

キ 評価方法（環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について（平成 13 年（2001 年）5 月 31 日付環水企第 92 号））

○生活環境の保全に関する環境基準

①BOD 及び COD の環境基準の達成状況の評価

- ・環境基準点において、以下の方法により求めた「75%水質値（※）」が当該水域にがあてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

※ 75%水質値：年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ 0.75 × n 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値をもって 75%水質値とする。(0.75 × n が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)

- ・複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

②湖沼における全窒素及び全リンの環境基準の達成状況の評価

- ・環境基準点において、表層の年間平均値が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

③海域における全窒素及び全リンの環境基準の達成状況の評価

- ・環境基準点において、表層の年間平均値が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

・複数の環境基準点をもつ水域については、当該水域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内のすべての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(3) 地下水（ダイオキシン類は別途記載）

項 目	環 境 基 準
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

(4) 農薬

ア 環境省「公共用水域等における農薬の水質評価指針」

農薬名	種類	評価指針 (mg/L)
イプロジオン	殺菌剤	0.3 以下
イミダクロプリド	殺虫剤	0.2 以下
エトフェンプロックス	殺虫剤	0.08 以下
エスプロカルブ	除草剤	0.01 以下
エディフェンホス (EDDP)	殺菌剤	0.006 以下
カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05 以下
クロルピリホス	殺虫剤	0.03 以下
ジクロフェンチオン (ECP)	殺虫剤	0.006 以下
シメトリン	除草剤	0.06 以下
トルクロホスメチル	殺菌剤	0.2 以下
トリクロロホン	殺虫剤	0.03 以下
トリシクラゾール	殺菌剤	0.1 以下
ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002 以下
フサライド	殺菌剤	0.1 以下
ブタミホス	除草剤	0.004 以下
ブプロフェジン	殺虫剤	0.01 以下
ブレチラクロール	除草剤	0.04 以下
プロベナゾール	殺菌剤	0.05 以下
プロモブチド	除草剤	0.04 以下
フルトラニル	殺菌剤	0.2 以下
ペンシクロン	殺菌剤	0.04 以下
ベンスリド (SAP)	除草剤	0.1 以下
ペンディメタリン	除草剤	0.1 以下
マラチオン (マラソン)	殺虫剤	0.01 以下
メフェナセツト	除草剤	0.009 以下
メプロニル	殺菌剤	0.1 以下
モリネート	除草剤	0.005 以下

イ 神戸市ゴルフ場農薬指導指針（抜粋）

農薬名	種類	評価指針（mg/L）	
		水濁指針値 A	水産指針値
MC PAイソプロピルアミン塩等	除草剤	0.005 以下	81 以下
アシュラム	除草剤	1.0 以下	90 以下
アトラジン	除草剤	－	1.5 以下
アゾキシストロビン	殺菌剤	0.47 以下	0.28 以下
イプロジオン	殺菌剤	0.3 以下	1.8 以下
イマゾスルフロン	除草剤	－	6.9 以下
イミダクロプリド	殺虫剤	0.15 以下	0.019 以下
オキシ銅	殺菌剤	0.02 以下	0.018 以下
カフェンストール	除草剤	0.007 以下	0.02 以下
クロチアニジン	殺虫剤	0.25 以下	0.028 以下
クロラントラリニプロール	殺虫剤	0.69 以下	0.029 以下
クロタロニル（TPN）	殺菌剤	0.047 以下	0.08 以下
シアナジン	除草剤	0.0014 以下	0.29 以下
ジフェノコナゾール	殺菌剤	0.025 以下	0.75 以下
ジプロコナゾール	殺菌剤	0.03 以下	20 以下
チアクロプリド	殺虫剤	0.031 以下	0.036 以下
チアメトキサム	殺虫剤	0.047 以下	0.035 以下
チウラム（チラム）	殺菌剤	0.02 以下	0.1 以下
チオファネートメチル	殺菌剤	0.3 以下	1.00 以下
チフルザミド	殺菌剤	0.037 以下	1.4 以下
テブコナゾール	殺菌剤	0.077 以下	2.6 以下
トリアジフラム	除草剤	0.023 以下	2.5 以下
トリクロピル	除草剤	0.006 以下	86 以下
トリフロキシストロビン	殺菌剤	0.1 以下	0.015 以下
トリフロキシスルフロンナトリウム塩	除草剤	0.61 以下	0.28 以下
ハロスルフロンメチル	除草剤	0.26 以下	0.05 以下
ビスピリバックナトリウム塩	除草剤	－	12 以下
ピラゾスルフロンエチル	除草剤	0.02 以下	0.0087 以下
フェノブカルブ又はBPMC	殺虫剤	0.034 以下	0.019 以下
フルトラニル	殺菌剤	0.23 以下	3.1 以下
フルベンジアミド	殺虫剤	0.045 以下	0.058 以下
フルポキサム	除草剤	0.021 以下	2.3 以下
プロパモカルブ塩酸塩	殺菌剤	0.77 以下	100 以下
プロピコナゾール	殺菌剤	0.050 以下	5.6 以下
プロピザミド	除草剤	0.05 以下	4.7 以下
ヘキサコナゾール	殺菌剤	0.012 以下	2.9 以下
ペルメトリン	殺虫剤	0.1 以下	0.0017 以下
ペンシクロン	殺菌剤	0.14 以下	1.00 以下
ペンチオピラド	殺菌剤	0.2 以下	0.56 以下
ペンフルフェン	殺菌剤	0.053 以下	0.1 以下
ボスカリド	殺菌剤	0.11 以下	5.00 以下
メタラキシル及びメタラキシルM	殺菌剤	0.058 以下	95 以下
メタミホップ	除草剤	0.011 以下	0.28 以下
メトスルフロンメチル	除草剤	－	8.7 以下
ヨードスルフロンメチルナトリウム塩	除草剤	－	0.61 以下
レナシル	除草剤	－	0.15 以下

(5) ダイオキシン類

媒 体	環 境 基 準*
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水 質(水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/L以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下
土 壌	1,000 pg-TEQ/g以下

※ ①基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

②大気及び水質(水底の底質を除く)の基準値は年間平均値とする。

(6) 騒音(自動車騒音)

ア 環境基準(道路に面する地域)

- ・地域の類型及び時間の区分ごとに下記のとおり定められている。
- ・評価は等価騒音レベル(L_{Aeq})により行う。

騒音に係る環境基準

地 域 の 区 分	環 境 基 準	
	昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

A地域：専ら住居の用に供される地域(第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、田園住居地域)

B地域：主として住居の用に供される地域(第一種・第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域)

C地域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域(内陸部に限る) 但し臨港地区及び中央区神戸空港を除く)

・ただし、「幹線交通を担う道路に近接する空間」(※1, 2)については、上表にかかわらず、次表に掲げるとおりとする。

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る環境基準

環 境 基 準	
昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)
70dB 以下	65dB 以下
(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときには、屋内へ通過する騒音にかかる基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

※1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)、自動車専用道路

※2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を測定する。

①2車線以下の車道を有する場合：道路端より15m以内の範囲

②2車線を超える車道を有する場合：道路端より20m以内の範囲

イ 要請限度

- ・「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」で定める限度。
- ・評価は等価騒音レベル (L_{Aeq}) により行う。

騒音に係る要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
1	a、b 区域で 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
2	a 区域で 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
3	b 区域で 2 車線以上、c 区域で 1 車線以上の車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

※1 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路端から 20m 以内の範囲をいう。)に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

※2 a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(神戸市にあっては神戸市長)が定めた区域をいう。

① a 区域：専ら住居の用に供される区域(第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、田園住居地域)

② b 区域：主として住居の用に供される区域(第一種・第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域)

③ c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域(内陸部に限る、但し、臨港地区及び中央区神戸空港を除く))

(7) 振動(道路交通振動)

- ・道路交通振動に係る要請限度については以下のとおり。

要請限度

	昼 間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜 間 (午後 7 時～午前 8 時)
第 1 種区域	65dB	60dB
第 2 種区域	70dB	65dB

※ 工業専用地域と臨港地区を除く地域について指定されており、区域の区分と都市計画法における用途地域との関係は、概ね下記のとおりである。

① 第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、田園住居地域

② 第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2 用語解説

(1) 共通

①環境基準

- ・環境基本法第16条に基づき国が定める「環境保全行政上の目標」であり、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で「維持されることが望ましい基準」とされている。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などについて、環境基準が定められている。
- ・ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められている。

②環境基準の類型指定

- ・水質汚濁の生活環境項目及び騒音の環境基準については、全国一律ではなく、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県等が河川等の状況や、騒音に係る地域の土地利用状況・時間帯等に応じて指定している。

③濃度（体積分率）の単位

- ・ppm：100万（ 10^6 ）分の1
- ・ppb：10億（ 10^9 ）分の1
- ・ppt：1兆（ 10^{12} ）分の1

④質量の単位

- ・kg（キログラム）： 10^3 g
- ・mg（ミリグラム）： 10^{-3} g（1千分の1 g）
- ・ μ g（マイクログラム）： 10^{-6} g（100万分の1 g）
- ・ng（ナノグラム）： 10^{-9} g（10億分の1 g）
- ・pg（ピコグラム）： 10^{-12} g（1兆分の1 g）

(2) 大気関係

①二酸化硫黄（ SO_2 ）

- ・不純物として石炭中、原油中に含まれる硫黄の酸化により、石炭や石油などの燃焼時に発生する。また、製鉄、銅精錬工程からも排出される。
- ・窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られる。
- ・四日市ぜんそくの原因物質であり、呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。総量規制、燃料の低硫黄化等の対策が進み、1980年代には全国的に環境基準を達成するまでに改善した。

②二酸化窒素（ NO_2 ）

- ・ボイラー等の『固定発生源』や自動車等の『移動発生源』での燃焼過程、硝酸製造等の工程などから発生する。燃焼過程からは大部分が一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。
- ・二酸化窒素濃度とせき・たんの有症率との関連や、高濃度では急性呼吸器疾患患者率の増加が知られている。
- ・二酸化窒素をはじめとした窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫黄酸化物と同様に酸性雨の原因物質でもある。

③一酸化炭素（CO）

- ・炭素を含む物質の不完全燃焼により生成する。環境中の主要な発生源は自動車排出ガスである。
- ・肺に吸入されると血中のヘモグロビンと結合し、血液の酸素輸送能力を減少させ、体内組織細胞の酸素欠乏を招く。高濃度のものを吸入した場合、頭痛、めまい、意識障害が生じ、死に至ることもある。

④浮遊粒子状物質（SPM）

- ・大気中に浮遊している粒子状物質で、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のもの。
- ・発生源としては、工場のばい煙、自動車排出ガス等の人の活動に伴うもの、自然界由来（火山、森林火災など）のものが挙げられる。また、粒子として排出される一次粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子がある。
- ・呼吸器系の各部位へ沈着し、年平均 $100\text{mg}/\text{m}^3$ になると呼吸器への影響、全死亡率の上昇などがみられるとの知見がある。

⑤微小粒子状物質（PM_{2.5}）

- ・大気中に浮遊している粒子状物質で、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下のもの。
- ・物の燃焼などにより直接排出される場合と、硫黄酸化物・窒素酸化物・揮発性有機化合物などのガス状大気汚染物質が環境大気中での化学反応等によって粒子化する場合がある。主な発生源として、ボイラー、焼却炉等のばい煙発生施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じん発生施設、自動車、船舶、航空機などが挙げられ、これ以外に、土壌や海洋、火山等から発生する自然界由来のものや、海外からの越境汚染もある。
- ・粒径が小さいことから気管を通過しやすく、肺泡など気道より奥に付着することによる呼吸器や循環器系への影響が指摘されている。

⑥光化学オキシダント（O_x）

- ・光化学スモッグの原因となる、大気中の酸化性物質の総称。
- ・工場や自動車などから大気中に排出された窒素酸化物と揮発性有機化合物（トルエン、キシレン、ベンゼンなど）が、紫外線により光化学反応を起こして変質し、オゾンを中心とする酸化性物質（オキシダント）が二次的に生成される。このオキシダント（全オキシダント）から二酸化窒素を除いたものを「光化学オキシダント」と呼ぶ。
- ・光化学オキシダントが高濃度となり、光化学スモッグが発生した場合は、目や呼吸器などの粘膜を刺激して、健康被害が発生することがある。

⑦非メタン炭化水素（NMHC）

- ・メタン以外の炭化水素の総称。メタンは光化学的反応性が低いため、光化学オキシダント対策では非メタン炭化水素が重要である。このうちガソリンなどの揮発性有機炭素は光化学オキシダントの原因物質として対策が進められてきた。
- ・主な発生源として、自動車排出ガス、石油精製、石油化学、塗装、印刷などが挙げられる。

⑧有害大気汚染物質

- ・大気汚染防止法では、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの」と定義されている。
- ・248 物質が該当する可能性がある物質とされており、その中で 23 物質が特に優先的に対策に取り組むべき物質（優先取組物質）とされている。また、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが大気中の濃度の低減を急ぐべき物質（指定物質）とされ、工場・事業場からの排出抑制対策が進められている。

⑨アスベスト

- ・石綿（イシワタまたはセキメン）ともいわれる天然に存在する繊維状の鉱物でクリソタイル、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クロシドライト、トレモライトに分類される。軟らかく、耐熱・対磨耗性に優れており、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材などに広く利用されていた。
- ・繊維が肺に突き刺さると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO が発ガン物質として断定し、日本では昭和 50 年に原則禁止された。スレート瓦等の建材についても平成 18 年度以降は製造・使用等が全面禁止された。

（３）水質関係

①公共用水域

- ・水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路（公共下水道を除く）」と定義されている。

②BOD（生物化学的酸素要求量）

- ・水中の有機物が微生物の働きにより分解される際に消費される酸素量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標

③COD（化学的酸素要求量）

- ・水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、湖沼や海域の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。
- ・河川の有機物の代表的な指標はBODがあるが、河川は流下時間が短く、その短い時間内に生物によって酸化されやすい有機物を対象としている。一方、湖沼や海域は滞留時間が長く、有機物の全量を対象にする必要があること、湖沼では植物プランクトン（光合成により有機物を生産し、溶存酸素の消費・生成を同時に行なう）が大量に増殖することから、有機物の指標としてBODは適当ではなく、CODが選択されている。

④富栄養化

- ・元々は湖沼等の閉鎖性水域が、長年にわたり流域から窒素、リン等の栄養塩類を供給され、富栄養湖に移り変わっていく自然現象のことであった。
- ・近年人口及び産業の集中、土地利用の変化等により、栄養塩類の流入が加速し、特に東京湾、伊勢湾、瀬戸内海等の閉鎖性海域において富栄養化が進行した。
- ・富栄養化が進行すると、植物プランクトンが異常増殖し、赤潮・アオコが発生し、底層の貧酸素水塊の発生や魚介類のへい死の原因となる。

⑤窒素

- ・無機態窒素（アンモニウム性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素）、有機態窒素があり、これらを合わせて全窒素という。
- ・富栄養化の原因となる栄養塩類であるが、近年、瀬戸内海ではノリの色落ち、イカナゴの不漁などが大きな問題となっており、その要因の一つが窒素の不足であるとされている。

⑥リン

- ・無機態リン（オルトリン酸態リン、重合リン酸）と有機態リン（粒子性有機態リン、溶解性有機態リン）があり、これらを合わせて全リンという。
- ・窒素と同様に、富栄養化の原因となる栄養塩類であるが、近年、瀬戸内海ではノリの色落ち、イカナゴの不漁などが大きな問題となっており、その要因の一つとがリンの不足であるとされている。

⑦底質

- ・河川、湖沼、海洋の底質を形成する表層土などの堆積物。土砂、動植物・微生物の死骸、カルシウム、マグネシウム、鉄、マンガンなどの不溶性塩などが堆積してできたもの。
- ・水質汚濁が進行した水域では、底質は有機質や有害物質を多く含んだものとなる。

⑧PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）・PFOA（ペルフルオロオクタン酸）

- ・有機フッ素化合物（PFAS）の一種で、水や油をはじく、熱や薬品に強い、光を吸収しない、等の性質を有し、調理器具のフッ素樹脂加工、泡消火剤等に用いられている。
- ・難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されている。
- ・動物実験では、肝臓の機能や仔動物の体重減少等に影響を及ぼすことが指摘されており、人においてはコレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告されているが、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについては十分な知見はなく現在も国際的に様々な知見に基づく基準値等の検討が進められている。
- ・国内において、PFOS、PFOAの摂取が主たる要因と見られる個人の健康被害が発生したという事例は確認されていないが、環境省は内閣府食品安全委員会が行った食品健康影響評価の結果等を踏まえ、最新の科学的知見に基づき、暫定目標値の取扱いについて、専門家による検討を進めている。

⑨要監視項目

- ・人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された物質

（４）ダイオキシン類関係

①ダイオキシン類

- ・ダイオキシン類対策特別措置法では、有機塩素化合物の一種である「ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）をあわせて、ダイオキシン類」と定義している。
- ・廃棄物の焼却、塩素によるパルプなどの漂白、農薬などの化学物質を製造する際の副生成物として非意図的に生成される。

- ・難分解性の物質であり、環境中に放出されると土壌や水環境中に長期間残留する。
- ・食物連鎖を通して生物濃縮され、生体に影響を及ぼすと言われており、動物実験では、発がん性、生殖毒性、免疫毒性、神経毒性などが報告されている。

②毒性等量（TEQ）

- ・ダイオキシン類の濃度（毒性の強さ）を表示するもので、ダイオキシン類の異性体ごとの毒性強度と存在量を考慮して算出したもの。
- ・算出する手順は次のとおり
 - a ダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2,3,7,8- 四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（2,3,7,8-TCDD）の毒性の強さを基準〔1〕として、他の異性体の毒性の強さを相対的に表した換算係数（毒性等価係数：TEF）を決める。
 - b 個々の異性体ごとに、その存在量（重量）に毒性等価係数を乗じて、毒性換算した毒性量を算出する。
 - c b で求めたすべての異性体の毒性量の総和を算出する。

（５）放射線関係

①空間放射線量率

- ・空間中の γ （ガンマ）線量を測定したもので、人間がその場所に1時間立っていた場合に γ 線をどれくらい被ばくするかを表している。1時間当たりのマイクロシーベルトで表示される。
- ・空気中に漂っている放射性物質からの γ 線、大地に落ちた放射性物質からの γ 線以外に、大地、空気等に含まれている自然由来の放射性物質からの γ 線や宇宙からの γ 線等を合わせて示している。

②シーベルト（Sv）

- ・放射線の量の単位。放射線が人体にどれだけエネルギー吸収されたかを示すもの。
- ・放射線の種類及び人体が影響を受ける組織により吸収の程度が異なるため、これらを考慮して算出する。

（６）騒音・振動関係

①騒音規制法に基づく要請限度

- ・騒音規制法に基づく自動車騒音対策に係る行政措置
- ・住居の集合地域や病院・学校の周辺地域など、騒音規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、自動車騒音が要請限度を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、市町村長は、都道府県公安委員会に対して、道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できる。
- ・また、市町村長は道路管理者に対して道路構造の改善等について意見を述べることができる。

②振動規制法に基づく要請限度

- ・振動規制法に基づく道路交通振動に係る行政措置
- ・住居の集合地域や病院・学校の周辺地域など、振動規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、市町村長は、道路交通振動が要請限度を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できる。
- ・市町村長は道路管理者に対して道路構造の改善等を要請することができる。

③等価騒音レベル（LAeq）

- ・時間とともに変動する騒音（非定常音）について、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーを同時間内の定常騒音のエネルギーに置きかえたもの。一定期間の平均的な騒音の程度を表す指標

- ・騒音に係る環境基準は、以前は騒音レベルの中央値（ L_{50} ）で評価していたが、1999年4月より等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）で評価することとなった。

④時間率振動レベル（ L_{10} ）

- ・振動レベルの80%レンジの上端値。80%レンジとは、多数個の振動値を大きい順に並べた場合に、最高値と最低値の側からそれぞれ10%ずつ除外したものであり、時間率振動レベルは残った値のうち上端の値を指す。
- ・振動については、環境基準が設定されておらず、要請限度のみが定められている。

※ 参照資料

①環境省HP

②一般財団法人環境イノベーション情報機構HP EIC ネット 環境用語集